

市民意見の概要と計画案の修正点

通常のパブリックコメント手続きに併せて、市政への子ども参加の観点から、子どもたちに本計画のことを理解してもらい、「子どもの意見」をより多く把握するために、子ども向けのパブリックコメント(「キッズコメント」)を実施しました。(キッズコメントでは、子どもの生活に密接に関わる、「児童会館」に関することと「アシストセンター」に関することを中心にわかりやすく説明した資料を、小中学生向けに提示しました)

パブリックコメント 実施概要と結果

1 実施の概要

(1) 意見募集期間

平成22年1月22日(金) ~ 平成22年2月20日(土)

(2) 意見募集方法

郵送、持参、FAX、電子メール、ホームページ(入力フォーム)からの送信

(3) 主な資料配布・閲覧場所

子ども未来局(バスセンタービル3階)、市政刊行物コーナー、各区広聴係

各区健康・子ども課、各まちづくりセンター、各児童会館、子育て支援総合センター、各区保育・子育て支援センター

2 意見の内訳

意見提出者数 …… 86人(団体2を含む) 意見件数 …… 208件(団体38件を含む)

【意見提出者内訳】

性別	男性	10
	女性	64
	団体	2
	不明	10
年代	10代	1
	20代	5
	30代	27
	40代	22
	50代	10
	60代以上	7
	団体	2
	不明	12

【意見内訳】

計画全般	19	子育て支援・経済的支援	10
子どもの権利	19	障がい児支援	10
虐待・養護	6	ひとり親家庭	7
保健・医療	16	学校教育	31
仕事と子育ての両立	9	体験機会・活動の場	11
保育所・保育サービス	25	公園・防犯	5
放課後居場所・留守家庭支援	40		

意見概要及び意見に対する札幌市の考え方については、この資料の4ページをご覧ください。

キッズコメント 実施概要と結果

1 実施の概要

(1) 意見募集期間

平成22年1月22日(金) ~ 平成22年2月20日(土)

(2) 意見募集方法

郵送、持参、FAX、電子メール、ホームページ(入力フォーム)からの送信

(3) 主な資料配布・閲覧場所

子ども未来局(バスセンタービル3階)、市政刊行物コーナー、各区広聴係、各児童会館

2 意見の内訳

意見提出者数 …… 186人 意見件数 …… 377件

意見概要及び意見に対する札幌市の考え方については、計画書最終案(資料2 114ページ)をご覧ください。

市民意見に基づく計画案の修正点

市民意見に基づく修正箇所

市民からいただいた意見をもとに、計画案を一部修正しました。なお、他の意見についても、計画を実施するうえで可能な限り取り入れていきます。

目標 1 1-1-4 (重点項目 3) 子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実 (41ページ)

修正前	学校や地域において、次代を担う子どもが、自立性や社会性を身に付け、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、野外活動・生活体験・異文化交流・異世代交流など、多様な体験型の活動を提供します。 また、すべての学びの基盤であり、探究心や豊かな心をはぐくみ、子どもの可能性を広げることにつながる読書環境の充実などをはじめ、ボランティアやサークル活動など、子どもが主体的に学びや活動を行うことを支援する環境づくりに努めます。 さらには、成長発達段階に応じて、子どもが、働くことの意義や社会における役割などについて理解し、認識を深めることができるよう、職業体験の機会の充実に努めます。
修正後	学校や地域において、次代を担う子どもが、自立性や社会性を身に付け、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、野外活動・生活体験・異文化交流・異世代交流など、多様な体験型の活動を提供します。 また、すべての学びの基盤であり、探究心や豊かな心をはぐくみ、子どもの可能性を広げることにつながる読書環境の充実などや、 <u>子どもの創造性をはぐくむプレーパーク(冒険遊び場)づくりなど、子育て・子育てに取り組む地域や市民団体の活動などと連携を図り、子どもが主体的に学び、体験する機会を増やすよう努めます。</u> さらには、成長発達段階に応じて、子どもが、働くことの意義や社会における役割などについて理解し、認識を深めることができるよう、職業体験の機会の充実に努めます。
修正理由	身近な地域に、気軽に足を運べる子どもの遊び場を求める意見、子どもに関わる自主的な活動の場所を求める意見を取り入れ、地域で子どもに関わり、様々な活動に取り組む人材を活かして子どもが主体的に参加できる身近な遊び場づくりや活動の場づくりに取り組む内容を盛り込むこととした。

目標 2 - 施策 3 子どもと母親の健康を守る取り組み (48ページ)

修正前	また、 <u>子どもの健康維持に重要な「食育」を推進するとともに、母親となる女性が健康を維持できるような健診体制も確保していきます。</u>
修正後	<u>「食」に関する知識と「食」を選択する能力を身につけ、豊かな食生活を送ることができる能力を育む「食育」を推進します。</u> また、母親となる女性が健康を維持できるような健診体制も確保していきます。 併せて、5ページの計画関係図に「札幌市食育推進計画」を追加
修正理由	「食育 = 栄養教育」ではないため、命を尊重する意識を育てたり食文化の伝承、環境意識の啓発など、目的は多岐にわたっているため、広く食育の意義をとらえて推進してほしいとの意見(意見 49)を取り入れ、食育を幅広くとらえることを明確に記載とした。 また、平成20年9月に策定した「札幌市食育推進計画」に基づいて施策を推進する観点から、「主な関連計画」に追記した。

目標 3 - 施策 5 児童クラブ等における留守家庭への支援 (55ページ)

修正前	小学校入学後も、安心して働けるよう、放課後に保護者が就労等により不在となる小学校低学年児童の居場所を確保します。
修正後	小学校入学後も、安心して働けるよう、放課後に保護者が就労等により不在となる小学校低学年児童の居場所を確保します。 また、対象学年を4年生に拡大することなど、施策の充実について検討します。
修正理由	留守家庭児童施策の対象学年は、現在、小学校3年生までとなっているが、対象学年を4年生へ拡大することについては、寄せられた意見や、これまでの市議会での議論、国の基準を踏まえ、今後、検討する課題として新たに位置付けた。その他、施策の充実についても検討することとした。

目標 3 3-5-1 留守家庭児童対策事業(児童クラブ)(55ページ)

修正前	放課後に保護者が就労等により不在となる <u>小学校低学年児童</u> に対して、児童会館やミニ児童会館に、安全で安心に過ごせる居場所を提供する。
修正後	放課後に保護者が就労等により不在となる <u>児童</u> に対して、児童会館やミニ児童会館において、安全で安心に過ごせる居場所を提供する。
修正理由	3-5-2の修正に関連して、児童の表現を統一するなどした。

目標3 3-5-2 民間児童育成会への支援（55ページ）

修正前	放課後に保護者が就労等により不在となる小学校低学年児童を対象に、安全で安心して過ごせる居場所を提供している「民間児童育成会」に対して、助成金の交付により運営を支援する。
修正後	放課後に保護者が就労等により不在となる児童を対象に、安全で安心して過ごせる居場所を提供している「民間児童育成会」が、安定して運営できるよう、助成金の交付等により支援する。
修正理由	民間児童育成会についての意見等を参考に、年度内の事業継続の運営支援など、今後の検討課題を視野に入れた記載とした。

その他、パブリックコメント以降の主な修正箇所

パブリックコメント以降に事業内容の拡充などを決定したものについて、修正を加えました。このほか、計画全体を通して、趣旨が変わらない範囲で、文言の修正などをしております。

第2章 「認可保育所の定員と待機児童の状況」（25ページ）

修正前	5行目「待機児童数(厚生労働省の定める定義で集計した、利用希望があっても空きがないために入所できない子どもの数)が184人であったのに対し、平成21年4月1日時点では、402人(特定の保育所のみを希望している場合で空きがないために入所できない者(厚生労働省が定める待機児童数の定義に該当しません)は、平成21年4月1日現在で488人)となっています」 図23のグラフ名称「待機児童数(厚生労働省が定める定義による集計)の推移(各年4月)」
修正後	5行目「待機児童数(利用希望があっても空きがないために入所できない子どもの数。ただし、特定の保育所のみを希望している方を除く。)が184人であったのに対し、平成21年4月1日時点では、402人(特定の保育所のみを希望している場合で空きがないために入所できない方は、平成21年4月1日現在で488人)となっています。」 図23のグラフ名称「待機児童数(特定の保育所のみを希望している方を除く)の推移(各年4月)」
修正理由	待機児童数の説明として、「厚生労働省の定める定義」という表現を用いていたが、より簡潔な表現に改めた。

目標1 1-1-6(重点項目4) 子どもの権利の救済(子どもアシストセンター) (42ページ)

修正前	子どもや保護者等を対象とした相談窓口をはじめとする各種関係機関との情報共有と効果的な役割分担のもとに、相互の連携を強化しながら、この救済機関の適切な運用をはかります。
修正後	子どもや保護者等を対象とした相談窓口をはじめとする各種関係機関との情報共有と効果的な役割分担のもとに、相互の連携を強化しながら、この救済機関の適切な運用をはかります。 また、「子ども・若者育成支援推進法」の施行を踏まえ、子どもに関する相談機関として、若者支援総合センターなど若者支援に関わる機関とも連携を図り、困難を抱える子どもたちの継続的な支援に取り組んでいきます。
修正理由	「子ども・若者育成支援推進法」の施行と札幌市若者支援基本構想に基づく若者支援施策の展開を踏まえて、子ども分野との具体的な連携の例として、子どもの権利救済機関の相談機能と若者支援総合センターを記載した。

目標4 4-3-7 災害遺児手当 (60ページ)

修正前	災害による遺児を扶養する方に災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給する。
修正後	災害による遺児を扶養する方に災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給する。 災害遺児基金のさらなる造成に努め、手当額等を充実する。
修正理由	近年の経済不況を鑑み、平成22年度から手当額を増額することに合わせ、積極的な表現とした。

目標6 6-3-23 子どもの美術体験事業 (73ページ)

修正前	学校へのアーティストの派遣等により美術体験を提供する。 【参加児童数】 H20年度:2,119人 H26年度:3,200人
修正後	学校へのアーティストの派遣や芸術の森美術館に小学生を招待することにより美術体験を提供する。 【参加児童数】 H20年度:2,119人 H26年度:15,000人
修正理由	子どもたちの芸術体験充実の目的で、芸術の森美術館に小学生を招待する事業について、対象となる生徒数を大幅に増やしたため、計画に記載した。(平成20年度の対象校:14校 平成26年度の対象校:市内全校)

市民意見の概要と札幌市の考え方

(1) 計画全般に関すること (19件)

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>札幌はどう子どもを育てたいのか伝わらない。体力・学力ともに低下のまま、現状のままでよいのか？ 子どもに関連部署がばらけていて、もっとすり合わせていく必要がある。</p> <p>環境さえ整えば、生む・・・のではなく、魅力ある子どもに育つ、子どもの可能性をどんどん引き出す、そんな札幌だから生みたい、育てたい、と思うのではないか？ 生み育てやすい環境、子育ての不安・負担(p.2のグラフ)を具体的に分析されて、結果の公表も希望する。</p>	<p>本計画は、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」を基本理念に掲げ、「自立した社会性のある子どもの育成」を目指しています。また、理念のもとに7つの基本目標、約200の事業を掲載し、子どもに関する課題に対してあらゆる場面で対応し、子ども施策の充実を図っていきます。</p> <p>このため、子ども未来局だけでなく、教育委員会をはじめとする様々な部局が、連携・協力のうえで本計画を策定し、また、推進していかなければいけません。</p> <p>また、本計画は、「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人」の割合を増やし、「子育てに関して不安や負担感を持つ保護者」の割合を減らすことを計画全体で目指しており、そのために必要な課題を、第2章の中で「前期計画の評価」、「札幌市の現状」として分析しております。</p>
2	<p>プランの目的が「子どもを生み育てやすいまち」では大人のための政策。子ども自身のためのプランであるべき。理念を子どもの権利条例に置き、計画を策定しても目的が大人のためでは不足。プランを考えるとときに大人が育てやすくすると子どもが豊かに育つというのではなく、子ども自身に照点すべき。</p>	<p>本計画は急速な少子化に対応するための計画であり、「子どもを生み育てやすいまち」を目的としておりますが、その目的達成のためには「子どもを安心して育てること(子育て)」と「子どもが安心して育つこと(子育て)」を総合的に支援する必要があります。</p> <p>このため、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」を基本理念に掲げ、権利条例の趣旨が計画全体を貫くこととしていきます。基本的な視点の1つとして「子どもの視点」を盛り込んでおり、本計画すべてが、子どもが豊かに幸せに育つことを基本としております。</p>
3	<p>「行政が担うべき役割は(中略)環境を整えることです」(2ページ後期計画の目的)との認識を示しているところには賛成ですが、「子育てに不安や負担を感じている人の割合を26年度までに40%まで減らそう」という目標は説得力を感じない。アンケートの設問が「札幌は子どもを生み育てやすい環境だと思いますか」といった漫然とした問いであるとするれば、設問の仕方によって答えが影響を受けてしまう可能性がある。</p>	<p>本計画は、子どもに関する施策を全て掲載しているため、計画全体の目標(成果指標)も全ての施策に通じるものとしております。なお、基本目標ごとに成果指標を定めており(83ページ)、満足度の低い部分については、重点的に点検・評価を実施することで、計画全体の実効性を高めていきたいと考えております。</p>
4	<p>男女の出会いの場がない。成人式のように気兼ねなく出かけられる公の場所で、若い人たちの勉強会などがあつたら、少子化も少しは歯止めがかかると思う。</p>	<p>恋愛や結婚が個人の価値観や人生観に深く関わる問題であり、個人が主体的に選択する事柄であることから、本計画においては、男女の出会いを設ける、初婚年齢を下げるなどの直接的な関与は掲載しておりません。子育てしやすい環境整備を進めることで、「子どもを生み育てたい」市民が増えるとともに、出産を望む市民の希望がかなえられ、出生率の向上につながっていくと認識しております。</p>
5	<p>子育てプラン以前に、結婚年齢を何とか下げられるような対策をとっていく方が、子どもを産む年齢も下がるので、年齢によるリスクで出産をあきらめてしまうことが減るのではないかと。</p>	<p>子どもや子育てが家庭が抱えている課題は千差万別であり、「子どもを生み育てやすいまち」を目指すには、多様な施策に総合的に取り組むことが求められます。</p> <p>後期計画では、前期計画と同様、子育て・子育てにかかわる事業を幅広く掲載しましたが、札幌市がおかれた現状などから、特に求められているポイントを、「後期計画の課題」としてあげているほか、この課題を直接的に反映した事業を中心に、重点的に取り組む施策を、30の重点項目としてとりあげ、ポイントを絞ったものとしております。</p>
6	<p>多種多様に考えて発想しても、企画倒れに終わってしまう。もう少しポイントを決めて進めていく必要がある。現実はずっともっと厳しいので、もっとポイントを絞った内容にしてはいいかがか。</p>	<p>子どもや子育てが家庭が抱えている課題は千差万別であり、「子どもを生み育てやすいまち」を目指すには、多様な施策に総合的に取り組むことが求められます。</p> <p>後期計画では、前期計画と同様、子育て・子育てにかかわる事業を幅広く掲載しましたが、札幌市がおかれた現状などから、特に求められているポイントを、「後期計画の課題」としてあげているほか、この課題を直接的に反映した事業を中心に、重点的に取り組む施策を、30の重点項目としてとりあげ、ポイントを絞ったものとしております。</p>
7	<p>財政状況が厳しい中なので、「あれもこれも」ではなく、もう少し事業を絞って取り組むといいと思う。その方が市民に分かりやすい。</p>	<p>子どもや子育てが家庭が抱えている課題は千差万別であり、「子どもを生み育てやすいまち」を目指すには、多様な施策に総合的に取り組むことが求められます。</p> <p>後期計画では、前期計画と同様、子育て・子育てにかかわる事業を幅広く掲載しましたが、札幌市がおかれた現状などから、特に求められているポイントを、「後期計画の課題」としてあげているほか、この課題を直接的に反映した事業を中心に、重点的に取り組む施策を、30の重点項目としてとりあげ、ポイントを絞ったものとしております。</p>
8	<p>娘の成人式に出席したところ、座って話を聴けない子がたくさんいた。18歳以上は別の計画となっているが、次世代育成支援と若者の計画、親の世代への再教育の一体化が必要。成人式も計画に組み込んではいかがかか。</p>	<p>本計画は概ね18歳までの子どもを対象としておりますが、策定にあたっては、概ね18歳以上の若者施策を所管する教育委員会とともに検討を進めてまいりました。今後は、より連続性のある一体的な取り組みとなるよう努めます。(4ページ)</p>
9	<p>協議会などで、いろいろな立場から意見をもらうだけでなく、実際に子育てをしていて困っている、そういう市民の声を反映してほしい。今後も随時見直しをすることのだが、普通の市民感覚を大事にして適切に対応してほしい。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、事前に0歳から小学校低学年の子どもを子育て中の市民1万5千人を対象とした「札幌市子育てに関する実態・意識調査」(89ページ)を実施し、その結果・意見を計画に取り込んでおります。また、市民の視点にたった成果指標を設け、今後も市民意識調査の実施などにより計画を評価し、必要な見直しをはかることとしております。</p>
10	<p>各項目に関する意見については、行政内及び関係機関との連携並びに「自治基本条例」に基づき、市民との協働作業で取り組みを進めること。また、各項目に関する取り組みは、個人のプライバシーに関する内容を除き、公開すること。</p>	<p>本計画は、「社会全体で子育てを支援する」ことを目指したものであり、全ての市民・企業・団体などとの連携は不可欠です。</p> <p>様々な機会を通じて本計画に対する理解を深め、市民・企業・団体と連携・協力を図るとともに、協働して施策を推進してまいります。</p> <p>また、本計画については、前期計画同様、毎年度、取組状況を公開することとしております。</p>
11	<p>児童会館利用者は一定の限られた条件の子どもたちなので、「子どもアンケート」は、児童会館利用者だけでなく、学校を調査対象にすべきだと思う。</p>	<p>今後、ご意見を参考に、計画を実施していく中で検討してまいりたいと思います。</p>

12	「子どもの権利」が強調されているが、子どもの権利をどこまで尊重すべきなのか。(最近の子どもは甘やかされていると思う) 子どもが本当に自立するためには、行政が押し付けるのではなく、子ども自身が「何をすべきか、何をしたいのか」考えるべき。「子どもの権利」を尊重することで、むしろ子どもを育てにくくなり、少子化対策に逆行するのではないか。	「子どもの権利を尊重する」ことは、子どもを甘やかすことではなく、自立性や社会性をはぐくんでいくために、大人や子どもの育つ環境はどうあるべきかを考え、子どもの成長を支えていくことです。ご意見にある、「子ども自身が、何をすべきか、何をしたいのかを考える」ことはとても大切な視点であり、大人には、子どもがそうした力をつけることができるよう、子どもの成長・発達段階等に応じた適切な方法で、支えていく責任があります。そしてその責任は、保護者だけではなく社会全体で担う必要があると考えています。
13	協議会のメンバーには子ども委員がない。権利条例でうたった「子ども参加」の実践が揺らいでいる。また、子どもアンケート調査の結果等が載っていたが、一度程度のイベントなどでごまかしているようにしか思えない。子ども未来局は、未来局内部の縦割り行政の弊害に自省の念を持ち、子どもの意見表明権をしっかり保障してもらいたい。	本計画は「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」を基本理念とし、権利条例の趣旨が計画全体を貫くこととしております。また、計画作成に当たっては、子ども向けアンケート・ワークショップ、キッズコメント(計画案に対する子どもの意見集約)を実施するなど、幅広く子どもの意見を聞いてまいりました。
14	事業内容に興味を持ってもらい、認知してもらうことが良い。(色々な事業内容があっても、周囲にはあまり知られていない) もっとPRが必要。	本計画の趣旨をより多くの市民に理解してもらい協働して施策を進めるため、また、事業を有効に活用してもらうためにも、様々な媒体を活用してPRを進めてまいります。
15	子どもが様々な場面で多くの体験をするのはすばらしいことだと思うが、参加人数や実施回数が極端に少ない事業がある。こうした事業をやめて待機児童対策など、多くの市民が抱える切迫した課題に対応すべきだ。	札幌市では、定期的かつ継続的に「行政評価」などを実施しており、すべての事業を検証しています。評価の中で、事業の優先度をはかり、見直しを行っていきます。
16	ほとんどの親が、金銭的にも心も余裕がないのが現状。このプランが成功することを楽しみにしている。	参考意見
17	札幌市は病院や公園が多く、とても恵まれている。札幌市が様々なことを計画していることを知った。自分も一市民として地域の中でできることに取り組みたい。	
18	価値観や、ライフスタイルが多様化している中で、支援する側と支援される側がこの項目や目標ようになっていければいいなと思います。	
19	「子どもの声」をよく聞き、尊重し、また実態を調査するなどにより、子どもたちが健やかに育つ環境・条件づくりを力を入れていると理解した。この基調を堅持し、豊かに発展させてもらいたい。	

(2) 子どもの権利に関すること (19件)

	意見の概要	本市の考え方
20	特に下に列挙する基本目標、基本施策、事業について意見を述べる。 このプランは、憲法及び「国連子どもの権利条約」や「札幌市子どもの権利条例」に根ざした案になっているか。また、子ども施策を策定するに際して、当事者である子どもの最善の利益が確保されるようなものになっているか。更に、国連子どもの権利委員会が日本政府の報告書に対して懸念を示している勧告などについて、札幌市がどの程度点検した上で施策が策定されているかという観点で検証し、本プランのさらなる改善を行うべきである。 子ども施策だけでなく、札幌市が行うあらゆる施策が、子どもの最善の利益を確保するものになっているかを総点検すべきである。 目標1(1-1-2、1-2-1、1-2-7、1-2-9) 目標2(2-1-4、2-1-6、2-2、2-3、2-4) 目標3(3-1-1、3-1-3、3-1-5) 目標5(5-2-12、5-3) 目標6(6-1-6、6-1-9、6-1-14、6-1-16、6-2-1、6-2-9~11、6-3、6-5) 目標7	さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)は、次世代育成対策推進法に基づき、前期計画の取組を引き続き継続しながら、現在の社会情勢や市民ニーズなどを踏まえて、平成22年度から5年間に集中的に取り組むための行動計画として策定したものです。子どもの権利の視点については、子どもの権利条約の理念を実現するために札幌市で「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を策定したことを踏まえ、後期計画の基本理念にその趣旨を掲げ、基本目標1に取組の基本的な考え方を盛り込んでいます。なお、子どもの権利保障に関する具体的な取り組みは、この計画によるもののほか、今後策定する子どもの権利に関する推進計画においても具体的にしていこうと考えています。

21	<p>教育大の学生ですら子どもの権利条例を知っているのは少数。学校の授業を通して、子どもの権利条約を学び、意見表明の大切さを実感し、また権利を大切にされた経験を積み重ねることなど体験を通して学ぶことを保障されてこなかったことの反映。学校教育の中で、子どもの権利条約・権利条例をまなぶことを重視する札幌市の学校教育の推進計画を策定することをしてほしい。</p>	<p>札幌市では、子どもの権利条例を子どもに対する理解促進を進めるため、小学生向け、中学生向けのパンフレットを作成し学校を通して子どもに配布しています。また、作成に当たっては、教育委員会の助言を得て学校での授業等に活用できるよう配慮を行いました。</p> <p>また、教育委員会では、「札幌市学校教育の重点」における今日的課題の一つに、子どもの権利を含む人間尊重の教育を掲げており、条例の制定を契機に、各学校において、子どもが、自分の権利について正しく理解するとともに、実践的な態度を高める指導ができるよう、子どもの権利に関する指導の手引を作成し、すべての市立学校教員に配付などして、条例の趣旨を踏まえながら、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図っているところです。</p> <p>今後とも、子ども未来局と教育委員会と連携しながら子どもに対する理解促進に努めていきます。</p>
22	<p>学齢期の子どもたちは、その生活の大半を学校で過ごす。条例を知らない子どもたちが半数を占めている現状を直視し、関係者の努力を期待する。</p>	<p>教職員が、条例について自主的、または学校内等で研修できるよう、子どもの権利に関する指導の手引を作成し、すべての教職員に配付しておりますが、今後についても、資料を配付するなどして、学校や教職員の研修を支援していきます。また、21年度、子どもの権利に関する道徳の公開授業を、市立小学校及び中学校において実施したところであり、22年度についても実施する予定です。</p>
23	<p>学校、教職員の、条例に関する自主的研修の促進、小中高校ごとの、条例をテーマとした公開授業を実施してほしい。</p>	<p>子どもに対する普及啓発や理解促進の工夫の例として今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>市長と小・中・高校の子どもとの定例会合、条例をテーマとした、子どもによる創作劇の公演を実施してほしい。</p>	<p>教育委員会では、「子どもの権利に関する教育研究協議会」を設置し、子どもが自主的に参加する取組実践について、その有効性や実施上の留意点を整理するための実践研究に取り組んでおります。その中で、生徒会サミットやピア・サポート、高等学校における「三者会議」の実践についてまとめ、活性化に向けた方策を探るとともに、参加型の会議において、対等な立場で意見交換するためのファシリテーターの役割についても研究を進めているところです。</p> <p>なお、ご意見にある、ファシリテーターの養成については、1-1-3「子ども参加の促進」において、「学校や地域などで子どもと深くかかわる活動を行っている大人を対象として、子ども参加の支援を内容とした講座を開設するなど、地域に根ざした子ども参加の取組を推進する」として、その趣旨を盛り込んでいます。</p>
25	<p>(目標1 1-1-3 子ども参加の促進) 学校におけるカリキュラム編成や校則、行事のあり方に子どもの意見を反映させるため、児童会・生徒会活動の活性化に向けた方策を検討するほか、ファシリテーターなどの養成に取り組んでほしい。</p>	<p>子ども参加の方法は、ご意見のほか、アンケートや個別の意見交換など、手法や対象者の選定などについては、さまざまな方法がありますが、事業内容や期間などの諸条件に応じて、適切な手法を用いて子ども参加を進めていきます。</p> <p>また、教育委員会としましても、各学校において子どもが意見を表明できる機会を設けるとともに、「生徒会サミット」など各学校の代表者が集い、身近な課題などについて話し合うことの有効性等について研究をすすめています。</p>
26	<p>(目標1 1-1-3 子ども参加の促進) 各区単位で教育行政への子どもの意見の集約・反映を図るため、子ども委員会を設置してほしい。</p>	<p>子どもが、かけがえのない自分を大切にするとともに、自分に関係することを発達段階に応じて自分で決めることは、子どもにとって大切な権利の一つであります。そのための援助や啓発については、学校教育の様々な場面で行われておりますが、今後とも子どもの自立等に向けた教育を一層推進していきます。</p>
27	<p>(目標1 1-1-3 子ども参加の促進) 子どもたちの自主性をはぐくむとともに、自尊感情の形成やエンパワメントに重点を置いた市民教育を学校において推進してほしい。</p>	<p>本計画の理念「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」は、権利条例の趣旨が計画全体を貫くことを表しています。計画策定にあたっては、子ども向けアンケート・ワークショップ、子ども向けパブリックコメントと、子どもの意見を聴く機会を複数設け、子どもの声をしっかりと反映させました。</p>
28	<p>「子どもの最善の利益を実現する社会づくり」(目標1)については、権利条例の最大限の活用を期待。このプラン全体が、「子どもの最善の利益」を共通の土台として改善実施されることを望む。また、大人たちが判断するのではなく、子どもの声を反映させながらとなるべき。</p>	<p>(目標7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり) 「まちづくり」には、子どもに関わる施策だけでなく、子どもに関わらないと思える施策にも、「子どもの最善の利益」の考え方を浸透させる必要がある。市役所の別の部署が策定するA施策やB計画は子どもにどんな影響をもたらすのか、あらゆる計画・施策に子どもの現在及び将来の利益を守る視点から評価する「子ども影響事前評価」が必要である。</p> <p>「子ども影響事前評価」とは、環境アセスメントのようなものであり、計画段階で、子どもにどのような影響をもたらすのか、あるいは、もたらさないのかを事前に評価すること。</p>
29	<p>(目標7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり) 「まちづくり」には、子どもに関わる施策だけでなく、子どもに関わらないと思える施策にも、「子どもの最善の利益」の考え方を浸透させる必要がある。市役所の別の部署が策定するA施策やB計画は子どもにどんな影響をもたらすのか、あらゆる計画・施策に子どもの現在及び将来の利益を守る視点から評価する「子ども影響事前評価」が必要である。</p> <p>「子ども影響事前評価」とは、環境アセスメントのようなものであり、計画段階で、子どもにどのような影響をもたらすのか、あるいは、もたらさないのかを事前に評価すること。</p>	<p>札幌市におけるさまざまな施策について、子どもの権利の視点を取り入れることは、とても大切だと考えています。ご意見にある、事前評価の仕組みについても重要な視点であると考えますが、評価の手法や基準など、解決すべき点も多く、今後の検討課題であると考えています。</p>

30	(目標1 1-2-7 妊婦支援相談事業) 母子手帳交付時の保健師等の面接の際、担当部局の保健所だけでなく子ども未来局とも連携して、子どもの権利条例の趣旨を話し、母子手帳にもそれを掲載してほしい。【同一意見 1件】	乳児の保護者に対する子どもの権利の普及啓発としては、母子保健訪問指導事業に併せて「さっぼろ子育てガイド」を配布しており、この中で子どもの権利についての項目を設けています。今後さまざまな機会や手法により子どもの権利の普及に努めていきます。
31	(目標2 2-1-6 母親・両親教室・ワーキングマタニティスクール) 初めて出産を迎える夫婦に、妊娠・出産・育児の知識を普及し、親としての意識を高める「講義・実習・交流会」を実施するときには、必ず子どもの権利(及び権利条例)について、担当部署から話をする(学ぶ)時間を入れてほしい。【同一意見 1件】	保護者に対する子どもの権利の普及啓発は大変重要であると考えております。現在行っている、出前講座や子育てサロンなどの場などでの普及啓発をより一層進めるとともに、これらに併せて、ご意見のような講習会など、各所管部局との連携・協力についても検討していきます。
32	重点項目4 子どもの権利の救済(子どもアシストセンター) 子ども自身や保護者からの相談を受けてからの対応ではなく、教師や保育士等の子どもと接する業務にある者が、積極的に察知するための研修や対応体制の整備を確保することも必要である。	いじめや虐待などの研修は既に各機関で実施されているところです。また、必要に応じて関係機関との連携協力ができるよう体制整備に努めていきたいと考えております。
33	子どもアシストセンターはすばらしい取り組みだと思うので、多くの子どもたちがよくわかるように、道徳の時間を使って担任に説明してもらったり、市の担当職員の方が出向いて説明するなど、市と学校の連携があるとよい。	児童生徒に対しては、学校を通じて広報用カードやリーフレット、広報紙を配布するなど周知に努めておりますが、今後とも教育委員会、学校と連携協力し子どもアシストセンターの周知を図ってまいりたいと考えております。
34	(目標1 1-1-6 子どもの権利の救済 43ページ) 特に女性問題(性暴力・性虐待)に精通した、女性の相談員を、男女共同参画課と連携して配置してほしい。	子どもアシストセンターでは幅広い内容の相談を受けておりますが、専門的内容につきましては、関係機関との連携協力により対応してまいりたいと考えております。
35	子どもの権利条例を実効性あるものとするため、市長、子ども未来局、教育委員会と関係NGOとの定例的協議を開催してほしい。	今後の子どもの権利の推進におけるさまざまな取組に関して、関係機関や団体等との意見交換も必要に応じて、行う機会もあると考えています。
36	「子どもアンケート」の最後の項目(今後取り組むべきこと)をみると、実に豊かな要求を持っており、子どもが文字通り「全面発達」の可能性を持った存在であることに感動を覚える。「主権者として人格の完成を目指す」子ども期をみんなで作りたい。	参考意見

(3) 虐待対応・社会的養護に関すること (6件)

	意見の概要	本市の考え方
37	虐待など、支援を必要とする子どもたちのためにICTを活用してほしい。 普通の大人は大抵働いているので、働いていない時間も相談できる窓口を用意するべきだと思う。メールでも、HPでも受け付けて、そういった情報を関連機関の人みんなが情報を共有できる仕組みを考えてほしい。	児童相談所では、児童虐待に関する相談・通告などに24時間体制で対応しておりますが、一層の体制強化、また、関係機関との効果的な情報共有のあり方を検討してまいります。
38	虐待防止について。児童相談所が24時間対応となったが、夜間に緊急を要する介入が必要となったとき、すぐ現場にかけつける体制をとるべきではないか。(職員を増やす)	児童相談所では、児童虐待に関する通告などには24時間体制で受付けております。また、休日・夜間に入った児童虐待通告については、児童家庭支援センターと協力して対応しております。
39	(目標1 1-2-1 児童福祉相談・支援体制の強化) 人口190万都市で児童相談所が1ヶ所は少なすぎるので、複数設置をすべきである(人口140万の川崎市は2ヶ所)。また、子どもの抱える困難は複雑さを増しているため、児童相談所においてあらゆる支援へつながらなければならないような取り組みを考えてほしい。また、児童養護施設や里親等を含め、札幌市が考える社会的な養護の体制づくりとなるような構想とし、虐待等の根本的な原因を取り除く総合的な施策について併せて検討できる仕組みも内包すべき。	22年度末までに、児童相談所将来構想を策定し、総合的な今後の児童福祉相談体制のあり方について、検討してまいります。
40	(目標1-施策2 虐待から守られるしくみづくり) 児童相談所が1箇所しかなく常に満杯の状態。各区に1箇所とは言わないが、せめて東西南北に分けた4箇所に設置してほしい。	
41	虐待で心に傷を負った子どもに対して里親制度の拡充と支援の充実を望む。特に乳児期は愛着関係の臨界期であり、乳児に関しては原則里親委託を推進してほしい。	
42	(目標5 重点項目23 家庭的な養育環境の整備) 子どもの権利条約第20条でうたわれている「家庭で暮らす」権利の実現のため、里親への児童委託の推進を強く望む。 すべての子どもの里親委託に向けて全力で取り組んでほしい。(登録里親数が少なく、希望しても2/3には子どもが委託されていない実態もある。この原因を探り、仙台市の児童委託率55.6%を目指してほしい。)	22年1月末現在、市登録里親は、137組で、80組の里親が児童の委託を受けており、委託率は、58.3%となっております。広報活動の充実、研修やレスパイトケア等のサポート体制の強化を図り、引き続き、里親委託の推進に向け、取り組んでまいります。

(4) 保健・医療に関すること (16件)

	意見の概要	本市の考え方
43	(目標2 2-1-4 妊婦支援相談事業) 十代の妊娠や未婚の妊娠は母親と胎児に通常以上のストレスが加わる場合が多いので、妊娠中から母親の不安を軽減し、心身を支える精神的、社会的支援の充実を望む。【同一意見 1件】	若年や未婚の妊娠は、妊娠だけではなく、出産やその後の育児にも不安が大きいものと考えますので、妊娠早期から保健師などによる訪問指導等を実施し、育児期まで一貫した支援を提供してまいりたいと考えております。
44	体質等により子どもを生みたくても生むことのできない人にとって、不妊治療は経済的・精神的の両面でとても大きな負担。両面のサポートを行政がきちんとしてほしい。	不妊に悩む夫婦の経済的、精神的不安を軽減するため、札幌市不妊専門相談センターでは、高額な医療費がかかる特定不妊治療費の一部助成と相談及び情報提供を実施しております。相談は、治療を開始する前から、ご利用いただくことが可能です。今後も、不妊に悩む方の経済的、精神的負担の軽減と、より分かりやすい情報を周知するよう努めてまいります。
45	不妊治療については、医療機関とは別に、安心して相談できる窓口が必要。医療費のこと、仕事との両立、後遺症のことなど、病院にかかる前、かかっている途中でも、安心して情報を得たり、学習したり、相談する機関がほしい。	
46	(重点項目10 不妊治療支援事業) 子どもが欲しい家庭には、援助の回数を増やした方がよい。	札幌市不妊専門相談センターでは、高額な医療費がかかる特定不妊治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を平成17年から実施しております。平成18年には助成期間を2年から5年に延長し、平成19年には助成内容や助成対象の拡大を行うなどこれまで4回、制度の拡充に努めてまいりました。現在の助成制度は、1年度あたり2回、15万円を上限として通算5年間治療費を助成することとしておりますが、今後の助成制度のあり方につきましては、国の動向も参考にまいりたいと考えております。
47	(重点項目12 乳幼児健康診査の充実) 乳児健診にて、耳、鼻、目の項目を入れてほしい。	乳幼児健康診査では、小児科医師が耳、鼻、目を含め、お子さんを総合的に診察し、疾病や障がいの早期発見に努めております。
48	(目標2 - 施策2 周産期医療及び小児医療体制の充実) 病院は多くの子どものにとってこわい場所。医療行為や入院の際に子どもの心を傷つけないよう、不安な子どもの心を支え、生きる力を引き出す「チャイルド・ライフ・スペシャリスト」等の専門家の配置・支援を望む。【同一意見 1件】	現在、厚生労働省「チーム医療の推進に関する検討会」において、チーム医療に必要な人材の検討がされている段階であり、本市としては国の動向を見守ってまいりたいと考えております。
49	48ページ「基本施策3 子どもと母親の健康を守る取り組み」の3行目 「また、子どもの健康維持に重要な「食育」を推進するとともに、～」について。 食育は単なる健康維持の目的だけで行われるものではなく、子どもの健全な発達を促すことをはじめ、命を尊重する(他の生物の命をいただいている)意識を育てたり、食事のマナーや食文化の伝承、環境意識の啓発など、その目的は多岐にわたっている。 食育を「基本施策3 子どもと母親の健康を守る取り組み」でくくっていいのかという疑問があり、「子どもの健康維持に重要な「食育」」の部分だけをとても「食育イコール栄養教育」、あるいはそれに偏重しているのとられかねない。 子どもにとって「食」は大切なものであり、生涯にわたって豊かな食生活を営んでいけるよう食育を充実していかななくてはならない。健康面だけでなく広く食育の意義をとらえ、これを推進していくことを望む。	札幌市では、平成20年9月に子どもの食育に重点を置いた「札幌市食育推進計画」を策定し、食育を総合的・計画的に進めることとしております。 ご意見のとおり「生涯にわたって豊かな食生活を営んでいけるよう食育を充実していかななくてはならない。」と考えておりますので、今後も「札幌市食育推進計画」に基づき、食育を推進してまいりたいと考えております。
50	中高生のときに、小さな子と触れ合う時間を、学校として年間何時間かでもできるようにし、実体験をしておいた方がいいのではないか(虐待防止として)	現在、中学校や高等学校で実施されている職場体験において、幼稚園や保育園での実際に園児と触れ合う活動が行われています。今後とも、職場体験などを通して、多くの中学生や高校生が小さな子どもと触れ合う機会をもてるよう努めていきたいと考えております。
51	(目標2 - 施策4 思春期の心と身体健康づくり) 思春期の心身の健康は思春期以前の教育に負うところが大きい。喫煙の害、妊娠、性感染症、HIVおよびエイズについての基礎知識を教えるだけでなく、その基礎となる人間の尊厳を基軸とした「生と死の教育」を小学校・中学校のカリキュラムに組み入れることを望む。【同一意見 1件】	健康を保持増進する資質や能力を育てる学習は、体育・保健体育科の時間はもとより、家庭科や特別活動などにおいて、取り扱うこととなっております。 また、健康に関する指導は、児童生徒の発達の段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通じて行なわれるものであり、教科・道徳等において、教育の前提ともいえる、生命がかげがえのないものであることや、自他の生命を尊重することについて考えることにより、子どもたちが、心身ともに健康な生活を送るための教育を推進していきたいと考えています。
52	思春期の子どもの精神的健康、性的健康、薬物乱用防止のための包括的政策(2004年、国連・子どもの権利委員会 最終所見 45、46参照)の策定を行ってほしい。	次世代を担う思春期の子どもたちの健康課題の解決につきましては、学校を含めた所管部局や様々な関係機関と連携・協力して取り組んでおりますし、今後も進めてまいります。
53	子どもたちへの「思春期ヘルスケア事業」(50ページ 2-4-2)は大賛成。男子も安心して学べるのでとてもいいと思う。ぜひ事業の拡大を。	今後も保健所が学校教育と連携し、新規実施校の拡大を図る等、思春期の子どもたちに対する正しい知識の普及啓発に一層努めてまいりたいと考えております。

54	(目標2 - 施策4 思春期の心と身体の健康づくり) 保健所だけでなく学校教育部、男女共同参画課とも連携して、高校1年生あるいは中学3年生に「デートDV予防(防止)講座」の実施を強く望む。	これまでも、男女平等教育をはじめ、人間尊重の教育の充実に向け実践的研究を行い、学校へ普及啓発を進めてきております。子どもたちへのデートDVに関する取り組みについても、関係部局との連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。
55	(目標2 - 施策4 思春期の心と身体の健康づくり) 昨今、若者の間に起きている「デートDV」は子どもの頃からの「人権教育(子どもの権利条約)」と早いうちから年齢に応じた「からだの科学」や「対等と尊重のある関係」を学ぶことで、予防・防止が出来るので、その機会をぜひ多くの場所で設けてほしい。また、その際「保健福祉局・男女共同参画課・学校教育課」などが横でつながり、協働していく事が不可欠である。個々の課での対応ではなく「ワンストップサービス」が出来るようにしてほしい。	若い世代がDVに関する正しい知識を学ぶとともに、男女の人権を尊重し、お互いの理解を深める機会が必要であると考えております。これまでに、DV予防啓発のため、「デートDV」防止リーフレットの配布や講演会の実施などの取組を進めておりますが、今後も、関係部局と連携協力を図り、若い世代に対し、より多くの学びの機会が持てるよう検討してまいります。

(5) 仕事と子育ての両立に関すること (9件)

	意見の概要	本市の考え方	
56	(目標3 重点項目13 ワークライフバランス推進事業) ワークライフバランスの実現に向け、実効性のある取り組みを本気で行うには、企業に一層の理解、協力を促す取り組みを実践すべき。また、市役所内部の連携だけでなく、北海道労働局などとも連携が必要。	仕事と子育てを両立できる社会とするためには、保育サービスの充実だけでなく、企業におけるワーク・ライフ・バランスへの理解、取り組みが必要です。このため、企業に対して取り組みを促進させるための支援を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を進めます。 また、北海道労働局をはじめ、北海道や労使の団体等との協同による「仕事と生活の推進会議」に参画するなど、関係機関・団体との連携を図っているところです。	
57	女性に限らず、男性も「労働基準法」を守られた職場にすることが大切。札幌市内の事業所の経営者みなさんに、「子どもにとって最善の利益」になる社会づくりという共通認識で、労働者保護を経営者の根幹理念としてもっていただく努力を行政として進めてほしい。		
58	(重点項目13 ワーク・ライフ・バランス推進事業) 仕事と家庭の両立は難しい。企業の調査等し、育児休業法をもっとアピールしてほしい。		
59	「働きながら子育てできる社会づくり」の実現を強く望む。会社自体が子育てに理解が乏しいと、法律や制度があっても育児休業等を取ることができず、安定的に働いていくことが困難。正規採用は少なく、パート・アルバイトも勤務時間を選べず苦勞している。		
60	女性にとって、働きながらたくさん子どもを生ま育てるのは、相当しっかりした体制が整わないと厳しいと思う。		
61	(目標2 - 施策3 子どもと母親の健康を守る取り組み) 長時間子どもを保育園等に預けて働く母親は疲労困憊している。母親が心身の疲労を解消しゆとりをもって子育てができるよう、子どもが病気になる場合も母親自身が子どもの世話ができるように、病児休暇の導入や経済的支援が望まれる。【同一意見 1件】		
62	母親の産後から職場復帰までの支援が充実していないため、子どもを持つとする夫婦が少ないのではないかと。		
63	働きながら子育てをする環境づくりは大切だが、就職先の減少などの状況もあり、景気の回復とリンクしてほしい。また、子ども手当の支給も始まるが、税金が正しく使われるようにしっかりやってほしい。		参考意見

(6) 保育所整備・保育サービスに関すること (25件)

	意見の概要	本市の考え方
64	計画を早く実現させてほしい。特に認可保育所の拡大について。(保育所がいっぱいで働けない母親や無認可を利用している母親がたくさんいる) 【同一意見 1件】	社会福祉法人等の協力を得ながら、まずは着実に整備を行っていききたいと考えております。 なお、計画の初年度である平成22年度につきましては、820人の定員増を図るための予算を計上しております。
65	北区では、保育所の不足が解消されていない。保育所の申し込みにいった際、無認可保育所は検討しているか？と言われた。産休後すぐに仕事に就きたくとも、事前に保育所の受付もしてもらえないし、状況も教えてもらえない。予定が立たなければ仕事の継続も難しくなる現状を把握してほしい。 あいの里地区に在るが、学校、児童会館までも遠く保育所もない。教育大駅前のエリアに児童会館や保育所を設置すれば利用者も多いと思う。(利用者は働いている方なので、交通の利便性も考慮して設置してもらえれば利用しやすい)	北区につきましては、平成21年度において、保育所3件の新築整備を進めており、平成22年4月に2か所、同年5月に1か所が新たに開設する予定ですが、今後につきましても、引き続き保育所新築や増改築等により定員増を行ってまいりたいと考えております。 なお、あいの里地区につきましては、現在、あいの里3条7丁目にて整備を行っており、平成22年5月での開設を予定しております。 また、児童会館については、中学校区単位で整備しており、既に「あいの里児童会館」「あいの里ひがし児童会館」が整備済みであります。同地区には児童会館を整備する計画はありませんのでご理解願います。

66	認可保育所の整備を早急に行ってほしい。 市立幼稚園の定員が割れていると聞いているので、待機児童の解消のため、市立幼稚園に併設するなど上手く活用したらよいと思う。	認可保育所の整備は、新築や増改築のほか、小・中学校の空き教室や幼稚園、民間ビルなどの既存施設について、地域の保育ニーズや施設の状況を踏まえて、有効に活用してまいります。
67	認可保育所の併設、認定子ども園、幼稚園の二歳児からの四年保育は、短大附属幼稚園に率先して行ってもらうよう打診する。市の補助金も必要。短大の活性化にもつながると思う。	学校教育法でいう幼稚園教育は、満3歳からとなっておりますが、2歳児から保育を行っている私立幼稚園もございます。 いただいたご意見も参考にしつつ、連携を深めながら、札幌市全体の教育・保育水準の向上を図ってまいりたいと考えております。
68	5年で3,500人の定員増は支持するが、ちあふるを増やす計画に伴う公立保育所の減少を危惧している。国の流れに沿った民営化や廃園で保育士や定員の削減をしないことを打ち出してほしい。 保育ママや分園や認可整備事業、企業の認可化は危険がある。他の地域でやっているから、国も予算措置しているからと低コストな定員増案は、札幌の保育行政の質の低下に繋がる。「社会福祉法人が認可園をつくる」「定員削減しない」ということを打ち出すべき。	札幌市ではすべての子育て家庭に対する支援を図るため、区における子育て支援の中心的役割を担う施設としてちあふる(区保育・子育て支援センター)の設置を進めております。 ちあふるにおける公立保育所としての機能強化、子育て支援の充実などの効果的な運営には、子育てに関する豊富な経験を有する保育士が必要であることから、老朽化の著しい公立保育所を廃止又は民間移譲等を行うことで、これらの保育士を確保することとしております。 また、社会福祉法人以外による施設認可は法的に認められているため、施設認可を社会福祉法人に限定することはできませんので、ご理解ください。
69	少子化と共に、働く親が増えている現状であるにもかかわらず、保育に対する対策が不十分だと思う。保育の環境を改善し、女性が就業し働き続けられるよう支援してほしい。	子育てしながら安心して働き続けるための環境整備として、引き続き認可保育所整備を積極的に進めてまいります。
70	保育所内に隔離できるゾーンをつくり、発熱などの際に親の到着まで待機できるようにしてほしい。	認可基準では、医務室(事務室との併用は可能)として静養できる設備の設置を義務づけており、保育室とは分離した形で保育士等の見守りのもとお迎えまで静養できる体制としております。
71	親にとって主な相談相手は先生、保育士など、日々子どもをみてくれている人である。(23ページ 図19) 子どもに関わる人たち(保育士・児童クラブ指導員)の待遇が必ずしもよくないのは問題である。待機児童をなくすことが重要なのはもちろんだが、保育環境が悪くならないよう十分な手当が必要。	保育士等職員の待遇は、私立の認可保育所については、保育事業者である社会福祉法人等が決定するものですが、認可保育所の収入の根幹をなす保育所運営費の水準や、職員の配置基準等が大きな影響を及ぼすことから、札幌市では、今後も保育環境の充実に向け、これらについて国に対し要望を行ってまいります。なお、札幌市では、国で定める配置基準を上回る保育士の雇用に対し補助を行ってまいります。
72	施設の設置基準など、各自治体の実態に合わせて柔軟に対応するような声が政府から聞かれるが、基準を下げることは反対。子どもの保育環境が、狭くなったり、対応する職員が減る(1人に対して)ことは、事故や病気につながりやすいと聞いている。	札幌市では、国の最低基準を上回る認可基準を設定しておりますが、基準の見直しにつきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。
73	保育ママ制度の導入を希望。【同一意見 1件】	札幌市では、多様な保育ニーズへの対応の観点からも、家庭的保育事業(保育ママ)の試行的実施を予定しています。
74	短時間・臨時保育のサービスを求める人に対しての保育ママの制度は賛成だが、待機児童を解消するための手段として考えているのであれば反対である。	札幌市では、家庭的保育事業(保育ママ)を保育所保育を補完するものとして位置づけており、利用に当たっては、保育所と同様、一定期間子どもを預けることを想定しています。短時間又は臨時の保育ニーズについては、一時預かり事業やさっぽろ子育てサポートセンター事業などをご利用いただければと考えています。
75	(近々、職場復帰する予定)認可外保育所も、一定の基準を満たせば準認可などとして公的な支援をしてほしい。	札幌市では、保育の実施は、原則認可保育所により行うこととしており、施設の認可基準以外の独自の基準を設けること及び認可外保育施設に対する運営費等の補助は、現在のところ考えておりません。 なお、認可外保育施設等から認可保育所への移行を促進するため、認可保育所整備促進事業による設備整備等の補助を行っております。
76	認可外保育園の資金援助を希望。	
77	認可外の保育園にも補助金等を出すようにして、認可ばかりの定員増で解決しない部分も考えてほしい。	
78	(重点項目15 就労形態に応じた多様な保育サービス) ぜひ、延長、早朝、早い開所をお願いしたい。日曜祭日も仕事があるので、開所をお願いしたい。	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の長時間化に対応するため、延長保育事業実施保育所を増やしてまいります。また、休日保育は、現在の2か所から5か所に増やします。
79	(計画の内容を)少しでも早く実現させてほしい。保育所の開所時間の延長はとても助かる(早朝1時間とはいかなくても30分でも)	
80	病児・病後児への保育サービスの拡充を望む。(核家族が増え、子どもが病気の時などに頼める先が無く不安をかかえながら働いている親がたくさんいる)	現在市内5か所で病後児デイサービスを実施中ですが、子育てと就労の両立が可能な環境づくりの一助として全市的な利便性の向上を図るため、今後、施設の増設に取り組んでまいります。 また、病児・病後児預かり事業については、国の直営事業として「緊急サポートネットワーク事業」が実施されておりましたが、札幌市では同様に、会員組織により地域で子育てを支援する「さっぽろ子育てサポートセンター」事業において、平成22年度より病児・病後児や、宿泊を伴う緊急の預かりに対応するメニューとして同事業を実施します。 なお、デイサービス料につきましては、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料、所得税非課税世帯は半額という減免を行っております。
81	病気のときに、少しでも熱があるとお迎えに来てほしいという保育園で、仕事に支障があるとよく聞くので、病児・病後児の保育サービスの充実をはかっていただきたい。	
82	緊急さぼねっとについて。2010年で国からの補助金はなくなるときいた。民間の団体が地域で差し伸べるきめ細かいサービスを札幌市はもっと活用してはどうか。すばらしい使命感とエネルギーを持った女性たちを活用することこそ真の地域活性化につながる。	
83	(重点項目16 病児・病後児への保育サービス) 病後児デイの人数が少なく、また金額も値上げされたので、補助してほしい。(乳児を抱えての仕事は大変。もっとサポートが必要)	

84	病後児デイサービスの対象が、小学3年生までになったことを知らなかった。児童クラブ・民間学童保育を利用する家庭へ周知してほしい。	平成21年度より対象年齢の拡大をしており、その際に広報さっぽろへの掲載、地下鉄駅構内の掲示板へのポスター掲示のほか、市内の小児科産婦人科や認可保育所、小学校等へチラシ、ポスターを配布するなどの広報を行っています。今後もご意見を参考としながら効果的な広報の方法について検討してまいります。
85	保育園で空きがないだけでなく、月々の保育料が高くて預けられないという話をよく聞く。今後、幼保が一緒になるということだが、もう少し預けやすい体制が必要だと思う。高校の無料化同様、パートタイマーの母親がもっと働きやすい環境整備と情報がほしい。	現在の保育料は、家庭の課税額等により、それぞれの家計の状況に応じた金額設定をしておりますが、札幌市では国徴収基準額よりもさらに平均37%を軽減した料金設定となっております。この軽減率は道内近隣都市の中で最も高く、低額に設定されております。
86	保育にかかる市の費用負担は大きなものである。経済的に困難を抱える世帯に十分な配慮をしたうえで、受益者への負担を求めすることも必要と思われる。	保育料の受益者負担については、平成19年5月に開催された札幌市社会福祉審議会において、「社会的公平性を原則として保育所利用者のみならず、市税を支払う市民からも広く理解を得られるものとなるよう努めなくてはならない。また、現行の保育料の軽減についても見直しを含めた議論を行うべきと考えるが、少子化等の動向等も踏まえ、時期については慎重に見極める必要がある」との意見をいただいております。 これらの答申に基づき、景気状況等を見極め、適正な保護者負担となるよう努めてまいります。

(7) 放課後の居場所・留守家庭支援に関すること (40件)

	意見の概要	本市の考え方
87	小学入学後、児童クラブ等なく預け先がない。ない場合離職・時短で働くのか、もしくは学童・児童クラブのある小学校を選択すれば良いということなのか。選択されない小学校は人数が集まらず、条件がそろわず児童クラブ等ができないのではないかと働きながらの子育ての長期展望がみえない。	札幌市は、すべての小学校区に放課後の居場所づくりを進めておりますが、公的な放課後の居場所が整備されていない校区がある中、市民に対して公平なサービスを提供できるよう、優先順位を決め順次整備を進めておりますのでご理解願います。
88	厚別西小学校にミニ児童会館を早急につくってほしい。(厚別西児童会館は校区外であり、子どもだと徒歩30分かかる)	
89	放課後子ども教室を積極的に広げていかないのは何故か？他県では週1～2回からでも施行したり、柔軟なように感じられる。児童クラブ等のない小学校は、どこで異年齢交流、学力、体力を培っていくのか？仲間、時間、空間の「間」が必要な小学生に、大人がこの「間」を保証することができないのは腹立たしい。	放課後子ども教室事業は、現在モデル事業として実施しており、今後、事業内容等を検証しながら、可能な限り進めていく考えであります。
90	児童会館やミニ児童会館の数を増やすことが「子どもが豊かに育つこと」に繋がっていくのかと疑問に思う。児童会館やミニ児童会館を否定するわけではないが、他の保育施設の中で放課後を過ごし育っていく子ども達にもっと目を向けてほしい。「数を増やすこと」だけにとらわれずに、それ以外の保育現場に通い育っていく子ども達も、同じレベルで同じだけ札幌市から思われたいと思う。	小学校区内に放課後の居場所がない地域に居場所づくりを行うことは、市民のニーズであり、優先して取り組む課題であると認識しています。それと同時に、事業内容の充実についても、放課後児童施策全体の中で、より一層推進するよう努めたいと考えております。
91	地域によっては、子どもの遊び場が遠くてなかなか行けなかったり、いろいろな遊びの施設があるところは中心部に多い。各区に1つなど、そういう施設や遊び場があるといい。	乳幼児とその保護者の交流の場、小学生から高校生の放課後などの居場所として、児童会館を整備しています。児童会館は、1中学校区に1館(全104館)ありますので、最寄りの児童会館をご利用願います。
92	札幌の冬の遊び物は子どもにとってどこ？遊びの幅が狭い。小学校の余裕教室、体育館をもっと“居場所”として提供してほしい。放課後のPTAや保護者の運営、見守りの中でもっと活用されても良いのではないかと？	放課後の居場所づくりとしては、余裕教室などを利用した、ミニ児童会館の整備を進めているところです。 このほか、学校施設を有効活用した放課後の居場所づくりとして、放課後子ども教室事業を、現在、モデル事業として実施しております。この事業は、地域やPTAが運営する事業で、札幌市としては、今後、事業内容等を検証しながら、可能な限り進めていく考えであります。 また、地域教育力の向上とともに、子どもたちの放課後などの居場所づくりの一つとして、地域活動推進事業(「学校・地域連携事業」、「学校図書館地域開放事業」等)(68ページ 重点項目29)も活用されています。
93	(目標6 重点項目28 放課後の居場所づくりの推進 68ページ)民間の子ども居場所への支援策が、民間児童育成会助成金交付などに限られ、それ自体も小学校低学年までに限定されるなど、極めて不十分であり、もう少しその幅を広げ、条件を緩和することを盛り込む必要がある。また小学生の児童会館だけでなく、中・高校生を対象とした少年教育福祉施設を設置すべきである。	児童会館は、乳幼児から中・高校生までが利用できる施設です。現在、80館の児童会館で、中・高校生が専用で利用できるよう夜間の開館時間延長を実施しており、平成22年度にはこれらの利用促進策を全館で実施することとしており、幅広い子どもたちに利用していただくよう努めております。

94	18時で閉館だと迎えが間に合わない。また、土曜や長期休業中の8時45分の開館も、子ども1人で1時間以上待機させることになり、不安。保育園のように「延長料金」のシステムでもいいので、開閉時間の見直しをしていただきたい。	<p>開館時間の延長及び日曜日の開所は、保護者の方々のニーズがあると認識しておりますが、限られた予算の中、すべての小学校区に放課後の居場所を整備することを第一の課題としております。公的な放課後の居場所が整備されていない校区がある中、この解消に向けて財源を集中させているのが現状です。</p> <p>なお、時間延長を含めた公的施設としてのサービスのありようについては、今後検討していく課題であると認識しています。</p>
95	仕事を持っている母親にとって、もっと使いやすい時間を多くしてもらいたい。	
96	児童クラブを利用している小1の子と保育園に通っている子がいるが、児童会館の開所時間が現在8:45～18:00までとなり、夏休み等学校が休みの時、入社時間より開所時間が遅く、勤務時間を短縮せざるをえなかった。せめて学校が休みの間は8時開所を望む。	
97	夏休みなど、児童クラブの開館時間を早めてほしい。	
98	児童会館の土・日の運営や時間の延長も考えてもらえたら働きながらの子育てをしやすくなる(祖父母がいないと働き続けることができなかった)	
99	18時まで迎えることが困難。特に兄弟がいる場合には保育所、児童会館と2箇所迎えることになり、さらに難しくなる。認可保育所での延長保育のように、希望者には19時までの延長を検討してほしい。 民間児童育成会が運営しているところは19時まで開館するなど子どもの見守りに配慮されている。児童会館について、既存の施設を利用して民間児童育成会が管理することについても検討してほしい。	
100	保育園の年末年始の休業日と、児童会館の休業日がずれているのが不満。	
101	児童クラブの数を増やすだけでなく、児童クラブの内容の充実を図ってほしい。(児童クラブがない校区があるので設置が優先ということはあるが、そろそろ質の充実を検討していくべき。)	
102	たくさん子どもがいる中、先生の数が少なく思うことがあり、大人の目が増えたと安心できる。	
103	子育てに関する実態・意向調査では、児童クラブのサービス内容充実を求める声が多かった。財政状況が厳しいのであれば、ある程度受益者に負担してもらうことで、サービス充実に努めてはいかかが。	
104	中学生と(小学生を)別のスペースにしてほしい。	<p>年末年始の利用ニーズがあることは認識しておりますが、公的施設としてのサービスのありようを検討する中で整理されるべきものと認識しておりますが、現在のところ、児童会館の開館日を変更することは考えておりません。</p>
105	児童会館では、子どもたちが、自分たちでルールをつくるなかで、良いこと・悪いことを共有できる場になってほしい。	<p>一定規模が確保されたスペース・利用人数等に応じた人員配置の中で、より安全で過ごしやすい施設となるよう努めております。</p> <p>また、児童会館・ミニ児童会館は、子どもを対象とした公平なサービスを提供する公的施設であり、多くの子どもたちが利用しやすい施設であるには、そこで運営される児童クラブも含めて、受益者負担には馴染まないと考えています。</p>
106	楽しみながら勉強ができる状況をつくるなど、学童保育を充実させてほしい。(九州の学童保育で実践されている)	<p>児童会館は、乳幼児から高校生まで利用できる施設です。利用に当たっては、異年齢交流を行いながらも、中高校生の専用時間帯を設けるなど、それぞれに利用しやすい配慮を行っております。</p> <p>児童会館・ミニ児童会館では、全館に子ども運営委員会を設置し、子どもたちが運営に主体的に関わり、意見表明できる機会を増やすよう努めております。</p> <p>児童会館やミニ児童会館では、学習支援の充実の観点から、子どもたち自ら学習の意欲を高めるような取り組みを行っているところであります。また、民間児童育成会に対しては、多様な市民ニーズに対応した運営の工夫を行うよう働きかけていきたいと考えております。</p>
107	6年生まで通えるようにしてほしい。	<p>児童会館は、乳幼児から高校生まで利用できる施設です。また、ミニ児童会館についても、その小学校に通う1～6年生までを対象としております。</p> <p>また、民間児童育成会は、留守家庭児童が対象となりますが、6年生まで受け入れている状況にあります。</p>
108	児童会館を利用しているが、3年生で終わりなので不安に感じている。4年生以降も、(クラブ員が家族にいないても)直接来館ができるようになってくれるといいと思う。 (同一意見 1件)	<p>児童会館は、児童が一旦帰宅してから利用することを基本としており、その中で、留守家庭児童への配慮として、児童クラブでは、小学校1年生から3年生を対象に直接来館することを認めています。したがって、4年生以上の児童は、一般来館(一旦帰宅してから来館)で利用していただくこととなりますのでご理解願います。</p> <p>しかしながら、4年生については、今後、実施内容について検討することとしています。</p>

109	<p>児童クラブも民間学童保育も、留守家庭対策としては同じなので、保育料の格差が少なくなるようにしてほしい。(児童クラブは無料だが、民間学童保育は月15,000円かかる。市内どこに住んでいても、同程度の保育を受けられるようにしてほしい。児童クラブでも保育料を負担してもらい、延長保育、おやつ、指導員の増加など、質的充実を検討してほしい)</p>	<p>民間児童育成会は、地域や保護者が中心となり、留守家庭児童に特化した事業として、独自の活動を行っているものであり、これに対し札幌市が助成金を交付し支援しているものです。一方、児童会館やミニ児童会館は、留守家庭児童に限らず、すべての児童を対象に公平なサービスを提供する公的施設であり、そこで運営される児童クラブも含めて、受益者負担には馴染まないと考えています。札幌市は、市民サービスの地域格差をなくすためにも、すべての小学校区に放課後の居場所づくりを行うべく、ミニ児童会館等の整備を進めております。</p>
110	<p>留守家庭の親の希望は、全児童対策でまかなえず、安心と子どもの安全のために、入学の1年以上前から、居場所確保に奔走する親が増えており、それでも希望の場所に入れない家庭がある。しかし、民間学童では、助成金の少なさや建物の狭さ、指導員の雇用の不安定さから、増員もできず、受け入れを制限せざるを得ない。 親の希望は、有料でも、十分な内容の保育、保護が受けられること。保育内容が向上するなら児童会館の登録費が有料でもかまわないとの声が大多数である。 来年度の予算で、学童保育関係の調査費を200万円あまり計上しているが、ぜひ現場の声を反映させてほしい。調査内容を開示し、一緒に検討していければよい結果が出ると思う。</p>	<p>民間児童育成会については、札幌市の放課後児童健全育成事業において、その役割を担っていることから、助成という形で支援しています。助成金については、今後も適正かつ安定して継続することができるよう努めたいと考えております。 また、札幌市は児童会館等において、留守家庭児童もそうでない児童も分け隔てなく健全育成する中で、留守家庭児童に一定の配慮を行うこととしており、有料化は考えておりません。 民間児童育成会の御意見はさまざまな機会を通じて、お聞きしております。</p>
111	<p>児童会館が留守家庭の子が過ごす場になっていない。(子どもが多くて昼食をとるスペースがない、図書コーナーがゲームをする子で埋め尽くされているなど) そのため、児童会館を辞めて民間学童保育を利用している。市は、児童会館に視察に行き、現状を見極めた方がよい。</p>	<p>児童会館は、留守家庭児童に限らず、すべての児童を対象とした児童健全育成施設であることから、利用人数が多い館もございます。また、児童が安全・安心に過ごすことができるよう配慮しているところでありますが、ご意見を踏まえまして、改善すべき点は改善していきたいと考えております。</p>
112	<p>民間学童保育所について、留守番ができて、何かあった時に大人の目が必要なので、4年生の登録を認めてほしい。</p>	<p>限られた予算の中、すべての小学校区に放課後の居場所を整備することを第一の課題としていることから、4年生への対象学年拡大に当たっては、今後、実施内容について検討することとしています。</p>
113	<p>民間学童保育所の指導員が長く働けるよう、待遇を改善してほしい。</p>	<p>民間児童育成会の指導員の待遇については、雇用主である各育成会が判断するものと認識しています。</p>
114	<p>民間の学童保育所の建物を、補修・修繕してほしい。</p>	<p>施設の確保については、民間児童育成会が札幌市の助成を受けるに当たっての条件であることから、修繕等においても、民間児童育成会の責任において行うものと認識しています。</p>
115	<p>公設で無料の児童クラブは施設的にも経済的にもとても魅力的ですが、一般児童とほとんど扱いは同じ。限られた環境の中で順調に育つ子どもはたくさんおり、そういう子どもと、親のために、札幌の学童保育所(共同学童保育所)は40年近く市内各所で苦しい運営を続けてきた。 国の「おおむね10歳までは保育が必要(10歳は4年生も一部含まれます)」との趣旨もあり、昨今の非行の低年齢化を考えると、4～6年の健全な放課後の保証こそより良い健全な児童育成ではないか。 有料でも放課後の生活を手厚く保証する共同学童保育の施策を安定したものとして保証してほしい。【同一意見 2件】</p>	<p>札幌市がこれまで実施してきた児童会館やミニ児童会館事業は、留守家庭児童も一般利用の児童も分け隔てなく健全育成する中で、児童クラブを開設し留守家庭児童に配慮するというものです。これは、国の放課後子どもプランにおいて、留守家庭児童を対象とした「放課後児童健全育成事業」と、すべての児童を対象とした「放課後子ども教室推進事業」とを一体的あるいは連携して実施することとされているものに一致しています。札幌市としては、今後もこの事業を推進していく考えです。</p>
116	<p>民間の学童保育は、内容も充実しており、学校が休みの間には様々な体験をさせてくれる。また、延長保育があり、安心して預けられる。 しかし、親の金銭面での負担は大きい。もっと民間にも助成を増やし、民間学童保育所を増やすことが子どもの成長になる。【同一意見 1件】</p>	<p>民間児童育成会については、札幌市の放課後児童健全育成事業において、その役割を担っていることから、助成という形で支援しています。助成金については、今後も適正かつ安定して継続することができるよう努めたいと考えております。</p>
117	<p>自発的に集まり、工夫しながら共同の子育てを実践している民間の学童保育所が発展できるように条件整備をすべき。民間学童保育所に対する助成金を児童1人あたりで児童クラブに通う児童1人当たりの助成と同様にし、民間の経済的基盤を強化すれば、新たな取り組みがなされ、望ましいものが児童クラブにも導入可能になる。また、学童保育所の保護者等は、札幌市の目指す「まちづくり」の担い手になっている。</p>	<p>民間児童育成会については、札幌市の放課後児童健全育成事業において、その役割を担っていることから、助成という形で支援しています。助成金については、今後も適正かつ安定して継続することができるよう努めたいと考えております。</p>
118	<p>児童クラブの数の箇所数は以前からの計画が変わっておらず、民間児童育成会の位置づけや支援策が具体的でない。対象児童数の増加や働く親のニーズに即した施策にするべき。民間児童育成会のような、保育者が子どもの成長や発達を見ながら親の子育てを支援し、親どうしも支えあうような場所を増やしていってほしい。</p>	<p>民間児童育成会については、札幌市の放課後児童健全育成事業において、その役割を担っていることから、助成という形で支援しています。助成金については、今後も適正かつ安定して継続することができるよう努めたいと考えております。</p>

119	放課後の居場所については、施設だけを増やすことよりも、内容の充実が重要だと思う。児童会館、ミニ児童会館は、子どもたちがあふれ、指導員は一人ひとりの子どもに心を配る余裕がない。 民間学童保育所は内容の充実を目指していても財政難や大規模化などにより保育の充実が困難になり、施設の修繕ができないところもある。 市は、現場に足を運んで、子どもや親の声を聞いてほしい。	民間児童育成会については、札幌市の放課後児童健全育成事業において、その役割を担っていることから、助成という形で支援しています。助成金については、今後も適正かつ安定して継続することができるよう努めたいと考えております。 また、児童会館等では、限られたスペース・人員の中で、より安全で過ごしやすい施設となるよう努めております。 札幌市は、さまざまな機会を通じて、市民の皆様のご意見をお聞きするよう努めております。
120	児童クラブは無料で設備も整っているので利用したいが、7時までおやつ無しの生活がかわいそうである。また、大勢の子が入れ替わり出入りする児童会館では、権利条例が保障する「安心で健全に育つ権利がある」場所とは遠い感じがする。本当に母親たちが安心して働くためには、保育所充実に加え、小学校1年～6年の放課後の生活を保障する学童保育所について「安くて質の高い」ものを保障してほしい。	
121	共同学童保育が追求してきた、「豊かな成長のために仲間とともに放課後の生活をつくること」は、地域の中で仲間を持ってなくなっている子どもたちにとってはますます重要。結びつきの持ちにくい状況の中で、地域で子どもを育てる場は大変貴重である。 児童会館、ミニ児童会館では留守家庭の子どもだけでなく、不特定多数の子どもたちを対象にするために、生活づくりということとはほとんど追求できない。また、少数の指導員でたくさん子どもたちを指導・管理するのは無理がある。子どもたちの豊かな放課後の生活を保障するために現在の施策を再検討すべき。	
122	学校の中に児童会館がある小学校が多いのはよいのではないか。	札幌市は、児童の放課後の居場所を確保するため、小学校の余裕教室を有効に活用して、ミニ児童会館を整備してきました。今後も、優先順位に照らしながら、順次、小学校内にミニ児童会館等の整備を推進していきます。

(8) 子育て支援・経済的支援に関すること (10件)

	意見の概要	本市の考え方
123	第一子が生まれると、小さな心配がいっぱい出てくる。子育て経験者がどんなことで悩み、どう解決したかなど意見を聴き、小冊子(ママ何でもQ&A)にして、母子手帳交付のときに渡したら子育ての一助となるのではないか。	札幌市では、母子健康手帳の交付時に、第1子を出産される妊婦の皆様には妊娠、出産、育児に関する知識や情報をお伝えする冊子をお渡ししています。今後とも安心して子育てできるような情報提供に努めてまいります。
124	地域での子育てサロンを増やしたり、気軽に利用できる様な雰囲気作りを希望する。親子で他の親子に触れ合うのはもちろん、時には子供の保育サービス付きで親同士が楽しめる文化サークルや、映画鑑賞会など、親がリフレッシュできるような場があると良い。	札幌市では、全小学校区に一か所以上の子育てサロンの設置を進めており、平成22年2月現在の目標をほぼ達成しつつあります。今後は、子育てサロンの主催者や参加者のニーズを把握したうえで、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、子育てサロンの質的な拡充を図ってまいります。
125	転勤で札幌に来た。不安な日々で子育てに自信がない。ちあふるだけではなく、転勤で来ている母親の交流の場を設けてほしい。	ちあふるなどの市直営の子育てサロン以外にも、市内には地域団体等が主催する「地域主体の子育てサロン」が数多くあります。この「地域主体の子育てサロン」では子育てボランティアや、育児経験者が、子育てに関する相談に応じたり、アドバイスをしております。また、札幌市に転入して間もない方でも、必要とする子育ての支援を受けられるよう、子ども未来局や区のホームページ上で子育てに関する様々な情報をお伝えするとともに、さらに多くの子育て家庭に的確に情報提供できるよう、効果的なPR方法について検討を進めてまいります。
126	地域の子育てサロンなど、熱心に取り組んでくださる一部の住人の協力が頼りで、多くの方々はその存在する知らない。「子どもは地域で見守り育てる」という理想が根付くように、広報活動に力を入れてほしい。	
127	(目標4-施策1 地域における子育て支援の推進) 市民が子育て・子育てについて学び活動し、意見を述べる機会がより多く持てる行政支援として、講座や審議会にも必要に応じて託児をつけるなどの配慮を望む。	札幌市では、各区健康・子ども課や子育て支援施設などで子育て講座などを実施する際、必要に応じ託児を行っております。今後も、子育て中でも気軽に子育てについて学び、意見を述べる場に参加できるような配慮をしてまいります。
128	グループやサークルを作って活動しているお母さんたちに活動場所や遊具を貸し出して、利用しやすい遊び場をつくってほしい。	市内104カ所の児童会館では、小学生が来館する前の午前中の時間帯に子育てサークル等に活動スペースを無料で開放しております。また、各区健康・子ども課でも活動場所や遊具の貸し出しについて情報提供できる場合がありますので、気軽にご相談ください。
129	子ども中心に考えるばかりでなく、連れて行くお母さんが行きやすい場所。 初めて利用するお母さんはとても勇気がいるので、どんな場所がどんな感じなのかを分かりやすく伝えてほしい。(例えば、1歳半や3歳児検診以外の時期の子の簡単な歯のチェックや身長、体重測定など、遊びの場の施設等で行い、入るきっかけを作るなど。)	札幌市では、母親教室や乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診、各種育児教室などの機会をとらえて、子育てに関する情報提供を行っています。また、ホームページや冊子(子育てガイド)を通じて、子育て中の親が集まる場について、広く市民の皆様にPRしております。なお、各種育児教室では、お子さんの発育、発達についての相談もお受けしております。
130	少子化対策として重点が置かれているのは主に未就学児と小中学生だが、高校・大学の年代への支援はほとんどない。一人育て上げるのに2千万、3千万という時代に、家庭でそれを背負うのは厳しい。札幌市としての「こども支援」を掲げるならば、もっと長いスパンで考えてもらいたい。	経済的な支援については、子育て家庭の負担軽減を目的に、受益と負担の均衡を図りながら、今後も実施してまいります。また、国の制度として実施している事業については、さらなる制度の充実を国に求めていきます。

131	<p>待機児童解消は大切なことだが、本当は女性が安心して家でしっかり子育てできる環境やアシストが必要。そのため基本目標4を充実させてほしい。特色のある奨学金制度によって本当に学びたい子が望む学識を得られ、地域に貢献できる人材とした支えてもらいたい。</p>	<p>親が働いている、いないに関わらず「全ての家庭の子育てを支援」することが重要であるとの認識のもと、後期計画においてはこの課題を基本目標4として独立させ、強調いたしました。</p> <p>また、札幌市奨学金は、学校長から推薦があった市内在住の高校生や大学生等について、奨学審議委員会で書類や面接による審査を行い、学ぶ意欲があり将来本市の発展への貢献が期待できる生徒等を奨学生として選定しております。今後もそうした有用な人材を奨学生として採用し、返還義務のない奨学金を支給することにより、修学を支援してまいりたいと考えています。</p>
132	<p>小学6年までの医療費無料化、給食費の公費負担を実現してほしい。</p>	<p>本市では、小学6年生までのお子さんの医療費の一部を助成しておりますが、その医療費の無料化につきましては、多大な経費を伴うことから、北海道の補助制度及び国の子育て施策などの動向を勘案しながら、判断してまいりたいと考えております。</p> <p>また、保護者から納入される給食費は、その全額を給食用食材の購入費のみに充てられ、法律上も保護者の負担となっており、公費負担とすることは考えておりません。</p>

(9) 障がい児支援に関すること (10件)

	意見の概要	本市の考え方
133	<p>重点項目7 母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)</p> <p>(1)胎児に障害があることが判明した場合や、早産等により障害児として出産した場合の親に対する支援を確保すること。</p> <p>(2)支援にあたっては、地域で自立生活をしている障害者の暮らしなどの情報提供等に務め、障害が子どもの未来を奪うものではないことなどの情報を提供すること。</p>	<p>母子保健訪問指導においては、対象児及びその家族の健康状態、生活状況、養育状況等に合わせた個別の支援に努めております。今後も、支援にあたっては、対象者の状況にあった適切な情報提供を行うように努め、様々な不安への対応をしていきたいと考えております。</p>
134	<p>重点項目12 乳幼児健康診断の充実</p> <p>(1)「疾病や障害の早期発見」することによって、障害児の「健全な発育・発達の促進」を図るために、障害によってその子どもや家族が必要とする支援を確保すること。</p> <p>(2)支援にあたっては、「個人モデル」ではなく、「社会モデル」としての視点を重視すること。</p>	<p>障がいのある子ども、発達に心配のある子どもについて、保健センターや児童福祉総合センター、静療院等の関係機関が連携を密にして、適切な療育の場を提供し、かつ保護者の相談に応じる場所を確保するなど子どもや家族への支援を実施しております。また、併せて、必要な情報提供も継続して行なっていきます。</p>
135	<p>重点項目14 認可保育所等の整備事業</p> <p>(1)障害の種類や程度を問わず、障害児も一緒に保育できるための施策(人員配置・設備整備等)を拡充すること。</p> <p>(2)医療的ケア等を要する重度の障害児については、公立保育所が率先・垂範した取り組みを実施すること。</p>	<p>(1)札幌市では、保育に欠けており、集団保育が可能で日々通所できる子どもであれば、障がいの種別や程度にかかわらず、すべての認可保育所で保育を実施しています。また、障がい児の受入に伴い、認可保育所に補助を行っています。</p> <p>当面は、この枠組みを維持しながら、引き続き認可保育所整備を積極的に進めてまいります。</p> <p>(2)医療的ケア等を要する障がい児の受入に当たっては専門スタッフの配置が必要となることから、ご意見も踏まえ研究してまいります。</p>
136	<p>重点項目16 病児・病後児への保育サービス</p> <p>病児・病後児への保育サービスにおいて障害児への対応も可能とすること。</p>	<p>現在、病後児デイサービス事業は市内5箇所で開催中であり、対象児童として障がいのあるお子さんを除外してはおりません。しかしながら、施設の設備や職員配置などの面から、安全なご利用が確保できないと実施施設で判断する時にはお断りしている場合もあるかと思われます。今後いただいたご意見も参考としながら障がいのあるお子さんの受入れ対応について研究してまいりたいと考えております。</p>
137	<p>重点項目24 特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築と小学校との連携</p> <p>(病院で行う訪問リハビリのような形態で)幼稚園に、発達障害に関するスタッフを定期的に派遣し、療育を行うというモデルを構築してはどうか。</p> <p>幼稚園教諭や親が、より適切な接し方や、環境整備を学ぶ機会になるし、障がい像の把握や、観察のポイントを得る学びにもなる。</p>	<p>「札幌市幼児教育振興計画アクションプログラム実行計画編」において示されているように、特別支援教育の経験の豊かな教員などが定期的、あるいは必要に応じて幼稚園を訪問し、指導の内容や個別の指導計画等の作成の相談を行うくみを構築してまいります。</p>

138	<p>重点項目24 特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築と小学校との連携</p> <p>(1)支援体制がないことによって受け入れを拒まれている現実があるので、介助や通学等の個別ニーズに応じた支援を確保すること。</p> <p>(2)介助や通学等の支援を必要とする子どもは、幼児期に限定されないことから、中学校及び高校も対象範囲とすること。</p> <p>(3)上記課題への対応は、教育委員会及び教育機関が主体となって検討すること。</p>	
139	<p>(目標5 5-2-12 特別支援教育の推進体制の充実)</p> <p>(1)この項目と文章内容では、障害児は、普通学校には行けなく特別支援教育のみの対象とのイメージを持ってしまふことから、普通学校における受入についても示すこと。</p> <p>(2)また、障害の種類や程度に関係なく、本人や保護者の意見の保障と希望が尊重されることも示すこと。</p>	<p>特別支援教育は、特別な支援を必要とする子どもに対して、その教育的ニーズに応じた支援を行うものであり、通常の学級を含む全ての学校において取り組むものとして、学校教育の重点にも掲げています。</p> <p>障がいのある子どもの就学については、早期からの教育相談を行うとともに、就学相談では保護者の意向も踏まえながら、教育的判断として、適切な学びの場についてお伝えしております。今後につきましても、「学びの手帳」の活用等により、学校や関係機関との連携を図ることや、幼児期から就学への円滑な引き継ぎなど、専門的かつ、一貫した継続的支援を行うことができるよう努めてまいりたいと考えております。</p>
140	<p>(目標5 5-2-12 特別支援教育の推進体制の充実)</p> <p>子どもの最善の利益を保障するため、就学指導時に、障がいのある子どもが学校選択に関して意見表明する機会を設けるべき。また、個々の障がいのある子どものニーズにきめ細かく応えるために、専門性の高い支援員を市独自で多数雇用することを望む。</p>	<p>特別支援教育支援員については、学びのサポーター活用事業として、平成20年度に小学校の発達障がいのある児童への支援を中心に事業を開始しました。その後、対象とする障がい種を限定しないことや、中学校も支援の対象とするなど、事業の拡充に努めてきました。今後につきましても、活用校数の拡大やサポーターの研修の充実に努めるなど、一人ひとりの子どもに沿ったより適切な支援が行われるよう積極的に取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
141	<p>(目標5 5-2-12 特別支援教育の推進体制の充実)</p> <p>(ダウン症の子の母親)学びのサポーターについて、サポートの時間数を増やし、学校任せではなくサポートの必要な子どもを個別に把握して配置してほしい。(サポートの時間が足りず親が付き添っている)</p> <p>また、特別支援教育を推進しているとあるが、インクルーシブ教育こそが目指すものだともう。(特別支援教育支援員というのが、学びのサポーターのことであれば、それは特別支援教育の推進ではなく、反対の共生共学ということになるのでは?)</p>	
142	<p>障がいを持ったお子さんのきょうだいの負担は大きい。障がいを持った子の療育の際に負担を強いられ、小学校に入るとそのことでいじめにあうこともある。また、結婚のときにも障がいを持ったきょうだいのことが壁になるが相談できる場所がない。両親が亡くなった後で障がい者を支えるのはきょうだいだが、そのサポート体制がほとんどない。</p>	<p>札幌市では、障がいのある方やその家族に対して、生活全般の相談に及び、地域で暮らしていくために必要なサービス等について関係機関と連携を図りながら支援を行う、障がい者相談支援事業を実施しております。</p> <p>今後につきましても、引き続き、障がいのある方や家族に対する相談支援体制の充実を行っていききたいと考えております。</p>

(10) ひとり親支援に関すること (7件)

	意見の概要	本市の考え方
143	<p>(目標5 - 施策3 ひとり親家庭への支援)</p> <p>ひとり親家庭に至る過程で、子どもは多大なストレスを受けている。しかもひとり親となった大人にはそれをフォローする余裕がほとんどない。保育所、学校、保健所などと連携しつつ、ひとり親の子どもをケアするシステムづくり、また専門家の配置を要望する。【同一意見 1件】</p>	<p>家庭における児童養育全般について相談・支援する「家庭児童相談員」及び母子家庭の生活全般について相談・支援する「母子・婦人相談員」を、各区に配置しております。</p> <p>これらの相談員は、各家庭が抱える個別の事情に応じて支援を進めており、ひとり親家庭の子どもについても、ひとり親家庭に至るまでに受けたストレスの大きさを考慮しながら、保育所や学校などと連携して対応しています。</p> <p>また、必要に応じて、児童相談所等の専門機関と協力しながら支援することとしております。</p>
144	<p>(目標5 - 施策3 ひとり親家庭への支援)</p> <p>ひとり親家庭への経済的支援は急務である。いわゆる「自立」を促す就労支援より以前に、親子が「今日明日を生きる」ことを支える現金給付が先である。医療費の全額援助、給食費や修学旅行費の全額援助は是非考慮してほしい。【同一意見 1件】</p>	<p>本市では、ひとり親家庭等について医療費の一部を助成しておりますが、その医療費の全額援助につきましては、多大な経費を伴うことから、北海道の補助制度及び国の支援施策などの動向を勘案しながら、判断してまいりたいと考えております。</p> <p>また、経済的に困窮している世帯の小中学生の給食費や修学旅行費については、就学援助制度でその全額を援助しております。</p>
145	<p>(目標5 - 施策3 ひとり親家庭への支援)</p> <p>ひとり親家庭の親は仕事と育児に追われ孤独である場合が多く、ストレスも溜まり子どもに対する態度にも余裕が失われがちとなる。そこで託児付き「ピアサポートグループ」(自助グループ)の設置を提案する。ここで親は悩みや情報を分かち合い励ましを得ることが出来る。グループの運営には訓練を受けたファシリテーターも必要である。【同一意見 1件】</p>	<p>札幌市では、母子寡婦福祉センターにおいて、ひとり親家庭の不安・悩みを解消するためにひとり親家庭相談を実施するとともに、母子家庭のグループなどに交流の場を提供し、母子家庭という同じ境遇にある方々が気軽に集える環境を提供しております。また、母子寡婦福祉センターの指定管理者である札幌市母子寡婦福祉連合会では、親と子の交流のために「ひとり親家庭スポーツ大会」や「ひとり親家庭のクリスマス会」などを開催し、広報さっぽろで広く参加を募るなど、広報活動にも努めております。ご提案のあった「ピアサポートグループ」については、ひとり親家庭の不安・悩みを解消するための一つの手法であることから、今後研究してまいります。</p>

146	(目標5 - 施策3 ひとり親家庭への支援) 母子生活支援施設が市内に6カ所、母子緊急一時保護施設が1箇所2室というのは、(利用実態がわからないが)札幌市の規模に対して少ないのでは。	母子生活支援施設については、市内6施設を通して常時空きはある状況となっております。また、母子緊急一時保護施設はDV被害等による緊急時の一時的な入所施設で、入所期間は原則として14日以内であり、また年間の施設利用率も50～60%前後であることから、母子生活支援施設、母子緊急一時保護施設ともに現時点では充足しているものと考えております。
-----	--	---

(11) 学校教育に関すること (31件)

	意見の概要	本市の考え方
147	学校が総合学習とリンクして積み上げようとしてきた「学校の特色」が、時間がなくなっていくように消えていきそうな、現場の実態がある。生徒と教師と地域が積み上げる意欲的な教育を「統制」しないよう願う。 授業時間確保のため、子どもたちの心身の豊かな成長、権利条例で目指す自立的な子どもの育成の場面がどんどん保障されなくなり、従順な子どもを管理的に育てるような学習環境になっていることが気がかりである。	学校が、地域等と連携し、総合的な学習の時間を活用しながら、特色ある学校づくりを目指す教育課程を編成することは大切なことと考えております。 また、子どもの権利条例の趣旨を生かした教科や道徳、特別活動等を開発し、子どもの自立を促す指導の充実を図っております。
148	指導要領が変わって、子どもたちの自治的活動の時間が隅に追いやられ、自らの生活を自分たちのちからでつくるという自治的能力を身につけられない状況。指導要領の抜本的見直しと子どもたち、さらには教師にゆとりが持てる日課を保障するための取り組みが必要。 子どもの権利条例はもとより子どもの権利条例にも盛り込まれている休息、余暇の権利を保障することが豊かな少年期を保障する上で重要である。	子どもたちが意見を表明し合いながら、文化祭などをつくりあげることや、友達と意見の調整を図りながら、人間関係等の課題を解決するなど、子どもたちの自治的活動を保障することは、条例の趣旨から鑑みて重要であると捉えており、発達段階に応じて、日常生活の中で経験を積み重ねるなど、実践的に取り組むよう、指導の手引で各学校に示しております。 また、子どもの「休息する権利」については、子どもが疲れたら十分に休養を取るなど、豊かな育ちに欠かせない権利であると考えており、子どもや教師にとって、学習活動や休み時間など、バランスのとれたゆとりのある日課表の工夫が進められているところです。
149	安心して安全に遊べる場がなく、遊ぶ友達も少ないことで、子どもたちが積極的に関わっていく能力がなくなっている。学校で、友達ともっと関わる時間をつくったり、ロング昼休みの実施や班遊びの推進など、市として柔軟に迅速に行動してほしい。	子どもに、望ましい人間関係を形成する態度をばくむことは大切であり、各学校において、特別活動をはじめとした学校教育全体で、班などの小集団も活用しながら、協力し合って問題を解決する学習活動や行事などを行っています。今後も、コミュニケーション等の基盤となる対話や発表する機会などの充実も図りながら、友達などと積極的にかかわる力などをばくむよう努めていきます。
150	充実した学校教育のため「学校主体のアイデア」を活用してほしい。ハードよりもソフト、「ヒト」に重点的な予算配置をしてほしい。何が今の学校に必要なか、切実な思いを持っている現場の声を尊重し、また柔軟な対応をしていただきたい。(ケアが必要な子どもへの対応に必要なものをお願ひしても基本的に学校配当予算内でやるように言われるなど…)	学校には学校運営や日々の教育のための予算を配分しており、各学校が主体的に執行できるようになっています。 なお、特に創意工夫による取り組みを行う学校に対しては、その取り組みに必要な予算を確保しています。
151	学校規模についてだが、市教委「適正規模学級数」の下限が多すぎる。30人学級にしたうえでならわかるが、40人規模のままでは「子どもの最善の利益」にはならない。40人規模でつめこめば、統廃合が加速し、地域密着の活動も進まないのではないかと。	子どもたちは一定の集団の中で、多くの友達との関わりを通して社会性や協調性などを培っていきます。 札幌市教育委員会では、平成19年12月に「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針」を策定し、子どもたちに良好な教育環境を確保するため、小学校では18学級から24学級が適正規模であり、少なくとも12学級以上が必要、中学校では12学級から18学級が適正規模であり、少なくとも6学級以上の学校規模が必要と定めております。 なお、1学級あたりの人数は、現行法上、40人が標準と定められています。
152	子どもの権利条例を実効のあるものにするため、30人以下学級を実現してほしい。	現在、小学校1年生、2年生及び中学校1年生において、35人以下学級を実施しています。さらに対象学年を全学年に拡大するよう北海道教育委員会に要望しているところです。
153	(目標6 6-1-14 学校規模適正化推進事業 70ページ) 国の標準(小・中学校とも12学級以上18学級以下)を超える学校規模を適正とする「基本方針」は、小規模校の統廃合と大規模校の出現を加速するだけである。学校規模は、財政の論理だけではなく、教育の適切さの論理からも検討されるべき。	子どもたちは一定の集団の中で、多くの友達との関わりを通して社会性や協調性などを培っていきます。 札幌市教育委員会では、平成19年12月に「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針」を策定し、子どもたちに良好な教育環境を確保するため、小学校では18学級から24学級が適正規模であり、少なくとも12学級以上が必要、中学校では12学級から18学級が適正規模であり、少なくとも6学級以上の学校規模が必要と定めております。

154	<p>(目標6 6-1-14 学校規模適正化推進事業 70ページ)</p> <p>子どもの人数が減っていることは、少人数学級を実現するチャンスだと思う。</p> <p>また、廃校にした校舎をすぐ取り壊すのはもったいない。生涯学習の場として活用したり、将来再び子どもが増えたときに復活させられるのではないかと。</p> <p>スクールバスや送迎の必要のない、子ども自身の足で無理なく通える範囲に学校がある状態が望ましい。(学校がなくなることでその地域の少子化がますます進むのではないかと)</p>	<p>現在、小学校1年生、2年生及び中学校1年生において、35人以下学級を実施しており、さらに対象学年を全学年に拡大するよう北海道教育委員会に要望しているところです。</p> <p>また、学校規模の適正化に当たっては、できるだけ徒歩で通える範囲を基本に、検討を行うこととしております。なお、札幌市では、徒歩通学の目安を小学校は概ね2km、中学校は概ね3kmとしています。</p> <p>今後発生する学校の跡地・跡施設利用については、その都度、地域ごとに検討していきます。</p>
155	<p>(目標6 重点項目27 いじめ、不登校、虐待等 68ページ)</p> <p>不登校の要因を本人と家庭のみに求めず、学校や地域社会の問題にも触れてほしい。また、学校復帰のみが目標との印象を求めず、フリースクール等の民間団体・施設への財政的支援等も盛り込む必要がある。</p>	<p>不登校には様々な要因が複雑に関係し合っていることが多く、一人一人の子どもの状況に合った対応が求められることから、学校と家庭との連携はもとより、地域や民間施設等関係機関との連携も図りながら、学校復帰や子どもの居場所づくりのために支援していくことが大切であると考えております。今後とも、フリースクール等民間施設と一層連携していくことが必要であると考えております。</p>
156	<p>不登校の原因を「本人と家族」に決めつけ、元の学校に戻すことしか考えていないように感じる。フリースクール等に援助を出すなど、助成する仕組みを検討してほしい。</p>	
157	<p>フリースクール、通学型通信制高校(つまり、受験がなく誰でも入れ、ともに過ごせる場所)への援助助成をお願いしたい。(大部分の子どもを明るく育てるとともに、不幸にしてそこから外れた子どもを健全に導くためのアプローチは必要。子どもだけでなく家族や社会を救うことになる)</p>	<p>フリースクール等の民間施設は、学校教育法に定められているところの教育機関ではないため、公的助成については、現段階では難しい状況ですが、これまでどおりフリースクールとの連携を一層進めるとともに、民間施設への支援として何ができるのか検討してまいりたいと考えております。</p>
158	<p>スクールカウンセラーが常勤かどうかということに疑問が残る。子どもが学校に行かなくなってしまう前に、何とか力を貸してあげれば、いつでもその人が子どもの目の届く範囲に存在していなければならぬ。各校専属のカウンセラー、つまり、保健室に保健の先生の他に資格を持ったカウンセラーが常勤している体制を強く望む。スクールカウンセラーには、専門職としてのカウンセリングの他に、子ども(生徒)の「居場所」としての役割も期待している。</p>	<p>スクールカウンセラー(以下、SC)が学校に常勤するのは、子ども、保護者や学校にとっては理想的で最適な環境であると考えています。</p> <p>しかしながら、常勤となりますと、膨大な財政支出が必要となってきます。本市の財政の現状を鑑みますと、今すぐにSCを常勤とすることはかなり難しい情勢にあります。</p> <p>教育委員会では、SC個々の資質向上と各学校の教育相談体制の充実を図ることにより、子ども、保護者にとって質の高い相談活動となるよう努めているところであります。</p>
159	<p>「スクールカウンセラー」の充実を図るとしていることに賛同すると同時に、不登校対策に限定せず、すべての子どもを視野に入れて、養護教員・担任教師などと日常的な連携が図られるよう一層の充実を期待する。</p>	<p>学校におけるスクールカウンセラーは、子どもや保護者へのカウンセリングはもとより、子どもや保護者へのかかわり方などについて教員の相談にも応じております。学校においては、不登校に限らず、いじめや友人関係等、すべての子ども、保護者にとって幅広い相談ができるよう、スクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を構築できるよう努めているところです。</p>
160	<p>(目標6 重点項目27 いじめ、不登校、虐待等 68ページ)</p> <p>いじめ予防の観点から学校における男女混合名簿の導入を望む。性同一性障害(GID)と診断された子どもの半数以上が小学校入学以前に性別への違和感を自覚し始め、思春期に自殺を考えた子どもは7割に上る。男女混合名簿は子どもを一人の尊厳ある存在と認識するものであり、GIDの子どもへのいじめを予防する効果も期待できる。【同一意見 1件】</p>	<p>一人一人が互いに尊厳を認め合うなど、人間尊重の教育を推進することは、いじめ防止の観点からも大変重要なことであり、一層の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。なお、男女混合名簿については、各学校において、指導上などの必要性・利便性に応じて判断するものとしております。</p>
161	<p>重点項目27 いじめ、不登校、虐待等関連事業</p> <p>「重点項目4 子ども権利の救済(子どもアシストセンター)」とも重複するが、過去の多くの事例から問題が深刻になる前に、事前兆候を察知し、対応できるための研修や体制の確保が、必要である。また、いじめ等を受けている子どもに対する支援は、当然、必要であるが、加害者となっている子どもや、親の状況についても検証し、必要な支援等の対応が必要である。</p>	<p>教員に「児童虐待の手引」を配布するとともに、研修会を実施し、早期発見・早期対応ができるよう教員の資質向上に努めております。</p> <p>いじめの問題については、各学校において、被害者のみならず、加害者も含めた関係する児童生徒とその保護者の心情に配慮しながら対応しており、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携して対応しております。</p>
162	<p>子どもの権利条例を実効性あるものとするため、あらゆるかたちの体罰、いじめをなくす視点に立った包括的プログラム(1998年、国連・子どもの権利委員会 最終所見45参照)を実現してほしい。</p>	<p>いじめや体罰など、子どもたちに対するあらゆる暴力の排除については、学校をはじめとして社会全体の喫緊の課題であり、いじめの未然防止や早期発見・早期対応について、学校等に周知してきております。</p> <p>また、体罰についても様々な機会を利用して体罰の禁止について周知を図っているほか、外部の第三者も委員として加わる体罰事故調査委員会による透明性及び公平性を確保した調査を行い、「事後報告書」による児童生徒・保護者との関係、学校の取組等を把握し、未然防止に役立てております。</p> <p>さらに、体罰を起こした教員に対する事後の「フォロー研修」を実施し、再発防止の取組をおこなっております。</p>
163	<p>(目標6 重点項目26 札幌らしい特色ある学校教育)</p> <p>中学校のスキー学習推進について見直しを求め、一年生から内申点を積み上げる現在の受験方式の中で、経済格差が成績に比例する可能性の高いスキー学習を取り入れるより、排雪ボランティアや小学生・未就学児との雪遊び交流など、総合的学習としての取り組みを求める。</p> <p>中学校でのスキー学習を推進するならば、スキー用具の無償貸し出しや保護者負担を軽減する財政的措置の検討を願いたい。</p>	<p>子どもたちの健やかな身体を育成し、札幌らしい特色ある学校教育のテーマでもある「雪」に親しむスキー学習を拡大・充実させていくことは、重要なことだと考えています。</p> <p>教育委員会としても、実施に向けての課題整理を行うとともに、学校への支援策を検討しており、今後も保護者の理解を得ながら、スキー学習の実施を各学校に働きかけていきたいと考えております。</p>

164	(目標6 重点項目26 札幌らしい特色ある学校教育) スキー学習推進について見直しを求める。経済格差が成績に比例する可能性の高いスキー学習を教科に取り入れるより、高齢者のみ世帯の除排雪ボランティアや小学生・未就学児との雪遊び交流など、総合的学習としての取り組みを求める。	子どもたちの健やかな身体を育成し、札幌らしい特色ある学校教育のテーマでもある「雪」に親しむ学習を拡大・充実させていくことは、教育活動として意義あるものと考えています。 教育委員会としても、スキー学習における評価の在り方や、除排雪ボランティア等の活動の在り方について研究するとともに、各学校において、保護者の理解を得ながら、雪にかかわる学習の実施について検討を進めるよう、働きかけていきたいと考えております。
165	ゲレンデスキーの道具の費用負担が大きいです。(成長期にあたり、中学校・高校と買い換えなければならない) スケート、歩くスキー等(道具は無料のレンタル)というなら理解できるが、スキーにこだわるのはおかしいと思う。【同一意見 1件】	子どもたちの健やかな身体を育成し、札幌らしい特色ある学校教育のテーマでもある「雪」に親しむ活動の一つとして、スキー学習を拡大・充実させていくことは、重要なことだと考えております。 教育委員会としても、実施に向けての課題整理を行うとともに、学校への支援策を検討しており、今後も保護者の理解を得ながら、スキー学習の実施を各学校に働きかけていきたいと考えております。
166	中学、高校でのスキー学習を実施してほしい。(せっかく小学校から毎年行ってきたスキー授業なので、冬場の体力低下を防ぐためにも適当だと思う)	
167	司書教諭について。開放図書をやっている学校からでも、司書教諭に担任を持たせず 図書業務に専念できる体制をとってほしい。	担任を持たない司書教諭の配置については、制度上困難ではありますが、今後も学校図書館ボランティアの派遣などを充実させて学校図書館の有効活用を図ってまいります。
168	計画の中に図書館司書を配置する学校図書館の充実を入れてほしい。子ども自身が自ら考え行動でき、一人の人間として育つ様に学校図書の充実は欠かせない。	これまで、司書教諭の有資格者確保に努めてきたところでありますが、今後も多くの有資格者の配置に努めてまいります。
169	読書については、学校図書館司書を配置せずに進めるのは限界。中学校では、授業時間の図書館は「開かずの間」であり、放課後でさえ担当教師が会議になれば閉館である。図書館司書(司書教諭にはこだわらないが)の配置を積極的に行ってほしい。	また、平成22年度より、全市立中学校に学校図書館ボランティアを配置し、貸出業務の補助や環境整備、生徒の読書を促進する活動などをとおし、学校図書館の有効活用を図ってまいります。
170	外国人・帰国者の子どもたちへの日本語の学習のための支援、さらには自らのアイデンティティを確立するためには母国語の学習の支援も必要。現在のそうした支援の施策はあまりにも不十分であり、子どもの権利条約・条例に基づき一層の強化が必要である。	外国人・帰国者の子どもたちへの日本語の学習のための支援については、現在「札幌市帰国外国人児童生徒教育支援事業」や「日本語教室」において実施しています。今後とも、子どもの実態を踏まえながら、学校と連携して支援の充実を図ってまいりたいと考えております。
171	「国際理解」はいいが、国内多文化理解はどうか。ピリカコタンを活用するなど、アイヌ民族や在日コリアンとの連携などを打ち出してほしい。	世界はもちろん、日本においても多くの民族が多様な文化・習慣等をもって生活していることを理解することが重要であると考えております。現在、各学校ではアイヌピリカコタンにおける見学・調査、アイヌ教育相談員を招いての講話などを通して、アイヌ民族の歴史や文化等に関する理解を図っておりますが、今後とも、アイヌ民族をはじめ、人間尊重の教育をなお一層進めてまいります。
172	(目標6 6-1-9 魅力ある高校づくり 69ページ) 生徒一人ひとりの習熟の程度や理解の状況、興味や関心等に応ずる中高一貫教育校の教育を、小学校卒業後の選抜試験を突破した生徒だけでなく、すべての生徒に保障する中等教育改革を望む。	札幌市における中高一貫教育については、「札幌市中高一貫教育検討協議会」からの答申を踏まえ、現在総合的に検討をしているところです。
173	子どもの権利条例を実効のあるものにするため、学校の非正規教職員の正規職員化を実現してほしい。	期限付き教員の配置については、これまでもその減少に向けて積極的に取り組んできたところであり、今後も、教員の採用にあたりましては、児童生徒数の推移等の様々な不確定要素がありますが、正規教員の採用をできる限り進め、期限付き教員の減少に努めていく予定です。
174	学校と親と地域の連絡体制について、学校単位ではなく市として体制作りを考えてほしい。働いていると、連絡網をまわすことも難しい。フェアキャストのようなシステムを導入するなど、ICTをうまく利用してほしい。	学校と親と地域の連絡体制は、最近では各学校の実態に応じて、電子メールによる一斉配信などの取組が進んでおり、札幌市においても、各学校から希望する保護者に対して、電子メールの一斉配信による連絡ができるよう整備しております。
175	学校を含めた社会環境、家庭環境、さらにパソコンや携帯電話の問題など、学校が元気になってほしい時期である。子どもの幸せを願うのであれば、保護者の目線ではなく、公平な正しい判断をし、間違った保護者にはきちんと対応できる教育委員会を望む。(納得のいかない大人の後姿をみて子どもが健全に育つとは思わない)	学校は、保護者の意見や要望をいねいに聴きながら、教育に携わる専門職として、子どもの健全な成長を育むことを第一とした教育活動を進めているところです。 学校の指導方針などについて保護者から理解いただけない場合には、御協力いただけるよう繰り返し話し合ったり、第三者による公正な立場の学校評議委員等に相談しながら、保護者や地域と連携・協力して子どもの豊かな心身の育成に努めたいと考えております。

(12) 体験機会・活動場所に関すること (11件)

	意見の概要	本市の考え方
176	(目標6 - 施策2) 子どもの体力低下やストレスの問題、不審者の心配、大人の側の子どもに対する不寛容さなど現状を考えると、屋内の居場所だけでなく屋外の居場所確保が求められる。日常的に外で遊べる環境を確保するためには、イベント方式ではなく継続的に参加できる冒険遊び場(プレーパーク)のような常設屋外型遊び場事業を望む。【同一意見 1件】	子どもの成長発達にとって、主体的に参加し、創造性を発揮できる遊び場は大切と考えておりますが、設置・運営に際しては、地域の理解や協力、市民活動との連携などが不可欠ですので、今後子どもの参加・体験の機会を確保する中で様々なご意見をうかがいながら検討していきたいと考えます。

177	子どもは友達や他者との関わりを望んでいる。身近な知っている人がいて安心して過ごせる場所が必要。(気軽に立ち寄って、遊んでいける家を、学校ならクラス単位で募るなど)、札幌市は大人にとってはとても恵まれた環境だが、身近な子どもの居場所が少なすぎる。放課後や、土曜日、地域で集まる場を望む。	次代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心を身に付けながら自己を確立できるよう、学校内外において様々な体験活動の機会を提供します。 また、児童会館・ミニ児童会館の整備を進め、内容の充実を図ることで、放課後や土曜日の子どもの居場所を確保するとともに、地域全体が子どもを見守りはぐくんでいくための支援を進めていきます。
178	小学生、低学年はまず遊ぶこと(群れ遊び、異年齢の関わり)、基礎学力としての読み、書き、計算が必要。地域・保護者にもっと柔軟にこれらの環境を作らせてほしい。国の放課後子どもプランを知ったが、札幌での取り組みの遅れには正直ショックを受けた。庁内の連携とあるが、教育委員会と別物になっているように感じる。“子ども”に向き合っている政策なのか…。行政を待っていても変わらない。できることからする…していこうと思っても、情報があちこちにあり、相談すべき場所も見当たらない。窓口はPTAしかないものなのか？	限られた予算の中、すべての小学校区に放課後の居場所づくりを進めておりますのでご理解願います。 また、教育委員会との連携については、今後も一層強めていきたいと考えております。 子どもの成長発達にとって、主体的に参加し、創造性を発揮できる遊び場は大切と考えておりますが、設置・運営に際しては、地域の理解や協力、市民活動との連携などが不可欠ですので、今後子どもの参加・体験の機会を確保する中で様々なご意見をうかがいながら検討していきたいと考えます。
179	放課後や土日などに、親子でまたは子どもだけで参加できる場所のため、予算を考えてほしい。(町内会館が有料になるなど気軽に通える場所が少なくなっている)	子どもたちの居場所として、中学校区ごとに児童会館があり、月～土曜日に開館し、さまざまな活動をしています。また、年に数回ではありますが、日曜日等には、地域と協力しながら、お祭りなどの行事を実施している館が増えております。 また、札幌市では、子どもにさまざまな体験をしてもらうための、親子でまたは子どもだけで参加できる事業を多数設けています。(72～74ページ)
180	(目標6 - 施策3 可能性を伸ばす多様な体験機会の提供) 地域関係の希薄化、コミュニケーション力の低下などを改善するためには、子どもと地域の人との日常的なつながり強化が必須である。当日イベントに参加するだけの体験事業よりも、企画段階から子どもが関わる事業に重点を置き、子どもの意見表明権の保障を十分配慮すること。【同一意見 1件】	子どもが主体的に参加する事業として、すでに「大志塾」や「ミニさっぽろ」事業などに取り組んでおりますが、子どもの体験活動事業を進める上で、子どもの意見を聞き、取り入れながら進めることは、子どもの権利保障の観点からも重要なことと考えておりますので、今後子どもの権利に関する推進計画の策定を進める中で、取り組んでいきたいと考えます。
181	(目標6 - 施策5 子どもを豊かにはぐくむための地域での活動) これまで行政が連携してきた学校関係の組織や地縁組織だけでなく、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民や市民団体の行う事業に対する助成や協働の推進を求める。【同一意見 1件】	子どもの豊かな育ちを支援する環境を整備し活動を推進していくためには、地域で子どもに関わる活動に取り組む方々との連携が欠かせないものと考えておりますので、これらの活動を支援する環境づくりに努めていきます。
182	保護者の関心に左右されるクラシックコンサートやミュージカルの観劇については、今後も学校行事として体験できるように補助してほしいが、本格的な映画制作の体験や特定の学校へのアーティスト派遣については、厳しい財政状況では廃止すべきではないか。美術館など既存の施設を活用して、より多くの子どもに還元できるような事業に転換すべきだと思う。	本格的な短編映画の制作は、日常生活の中でテレビを中心とした映像文化から大きな影響を受けている子どもたちにとりまして、映像文化への理解を深める非常に有意義な体験であり、また、アーティストの学校への派遣につきましては、子どもたちにとって最も身近な場所である学校を舞台にして、アーティストと子どもたちが共同で創作活動を行うことで、子どもたちの豊かな感性を養うことができると考えております。 札幌市といたしましては、音楽だけではなく美術、演劇、メディア芸術などの様々な分野において、子どもたちが本物の文化芸術に触れる機会を提供し、心豊かな子どもを育ててまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。 なお、美術体験につきましては、アーティストの派遣だけではなく、芸術の森美術館へ子どもたちを招待し、創作体験や展覧会鑑賞を行う事業を併せて実施しております。
183	図書館の数は多いが、規模が中途半端で魅力を感じない。地域の幅広い年齢層が集まる図書館にしてほしい。(旭川市の東光図書館は、隣接した公園でも本が読める環境になっているほか、大人が集まりやすいように雑誌や新聞コーナーが充実している) 新規の設置が難しければ、閉校になる「もみじ台小学校」などを活用するなど工夫してほしい。	子どもをはじめ、幅広い層の人が利用しやすい図書館の環境づくりに努めてまいります。ご意見については、今後の図書館運営の参考にさせていただきます。

(13) 公園・防犯に関すること (5件)

	意見の概要	本市の考え方
184	大きな遊具がある公園で子どもたちをのびのびと安心して遊ばせたい。また、不審者も心配である。	今後も計画に基づき新規造成や再整備を進める中で、大型遊具の設置についても検討してまいります。既存の大型遊具が設置されている公園についても、本市のホームページで検索ができますのでご利用下さい。 また、不審者など防犯面についても、公園整備の計画段階から死角や暗がりをつくらないなど安心・安全に配慮した公園づくりに努めてまいります。 ・ホームページアドレス みどりのページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/ ・公園検索システム ・キーワード:コンビネーション遊具 さらに、犯罪や不審者などから子どもを守るため、地域防犯活動を支援するとともに、子ども自身が防犯力を高めていくことができるような施策に取り組んでまいります。

185	<p>子どもから年寄りまでが、散歩、ピクニック、野鳥観察などができる場を希望。遊具は不用で、小川や池があればよい。キャンプ場にはせず、バリアフリーの遊歩道や、キャッチボール程度ができる屋根付の休憩所を設ける。</p> <p>そのような場があれば、年寄りと子どもがふれあうことができ、自分たちで遊びを考えたり地域の人と顔見知りになる。また、障がい者も気軽に出かけられる場となる。</p>	<p>今後も公園を計画する際には、計画地の立地条件、周辺の環境、地域の特性などに配慮するとともに、高齢者や障がい者など、誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインの公園づくりを進めるため、意見交換会やワークショップを開催し、市民の意見を取り入れて整備を進めてまいります。</p> <p>また、本市のホームページでは自然観察やハイキングができる公園など目的別に情報が得られる公園検索システムもございますのでご利用下さい。</p> <p>・ホームページアドレス みどりのページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/</p> <p>・公園検索システム ・キーワード:自然観察</p>
186	<p>公園でボール遊びが禁止されており、ボール遊びをするには、利用料がかかるスポーツレジャー施設に行かなければならない。中央区の緑ヶ丘公園や大谷公園のように高いフェンスで囲むエリアを区切るなど、工夫した公園を増やしてほしい。まちづくり、公園整備に子どもたちの意見を集めて活かしてほしい。</p>	<p>今後も計画に基づき新規造成や再整備を進める中で、ボール遊びが自由できる公園についても、計画づくりの段階から、意見交換会やワークショップのほか、子どもたちを対象にしたアンケートを実施するなど、市民の意見を取り入れた整備を進めてまいります。</p>
187	<p>(重点項目30 安心して歩けるよう、街路灯の電気を明るくし、増やしてほしい。地域の交流を増やし、近所での見守りも重要である。</p>	<p>生活道路の街路灯については、市で設置するほか、町内会等による設置に対しては助成を行ない、整備を進めております。今後も、安全で安心なまちづくりを目指す中で、二酸化炭素排出量の削減など環境問題についても考慮しながら、街路灯の整備を進めてまいります。</p> <p>また、子どもの安全安心を確保するため、子どもの見守り活動への支援などを通じて、地域と子どものコミュニケーションを深めていくことができるよう努めてまいります。</p>
188	<p>道路を子どもたちに返すべきである。せめて仲通の中心には通り抜け禁止の杭を打たなければならない。</p> <p>子どもはかつては道で遊び、そこに繋がっている外の世界へ少しずつ行動範囲を広げて自分の世界をつくっていたが、現在、子どもの世界はクルマの走っている道路によって分断されており、公園に遊びに行くために危険な道路を通過しなければならない。</p>	<p>札幌市が管理している道路は、道路法に基づいて管理しており、一般交通の用に供するためにあります(道路法第2条)ので、通過交通だけを制限する行為は、一般の道路では行うことはできません。(道路法第43条、)一方、交通事故のない社会の実現に向けては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが存在しなければなりません。道路においては、自動車と比較して弱い立場にある歩行者、すべての交通における、高齢者、障がい者、子ども等のいわゆる交通弱者の安全を一層確保することが必要となります。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通安全施策を推進してまいります。</p> <p>今後とも、市政の様々な場面において、子どもが生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人へと成長発達していける環境づくりを目指してまいります。</p>